

那 霸 市 公 報

第 1 5 9 4 号 その 2
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 訓 令 ◇

- 那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程（契約検査課・共同訓令）…………… 292
- 那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令
（行政経営課・共同訓令）…………… 294
- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令
（行政経営課・共同訓令）…………… 296
- 那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
（行政経営課）…………… 298
- 那覇市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 318
- 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
（人事課）…………… 320
- 那覇市車両管理規程の一部を改正する訓令（管財課）…………… 323
- 那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令（総務課）…………… 324

◇ 告 示 ◇

- 那覇市緑化センターの指定管理者の指定について（花とみどり課）…………… 327
- 那覇市歴史博物館観光券観覧料の収納事務委託について（文化財課）…………… 328
- 那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について（文化財課）…………… 329
- 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について（保健所準備室）…………… 330
- 平成 25 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算（市街地整備課）…………… 331
- 固定資産の価格等の登録について（資産税課）…………… 332

○平成 24 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) (区画整理課)	333
○平成 24 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (ちゃーがんじゅう課)	334
○平成 25 年度那覇市一般会計予算 (財政課)	337
○平成 25 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (区画整理課)	343
○平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国保長寿医療課)	346
○平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計予算 (ちゃーがんじゅう課)	348
○平成 25 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (国保長寿医療課)	350
○平成 25 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算 (財政課)	351

◇ 公 告 ◇

○マンション建替組合設立の認可申請に伴う当該事業計画の縦覧及び意見書の提出 について (建設企画課)	352
○制限付一般競争入札の実施について (クリーン推進課)	353

◇ 議 会 規 則 ◇

○那覇市議会会議規則の一部を改正する規則	355
----------------------------	-----

◇ 上下水道局規程 ◇

○那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程	358
○那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程	378
○那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程	379
○那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事 務の任用に関する規程 (共同訓令)	292
○那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例施行規程	380
○那覇市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程	383
○那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程	394

○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程……………	395
○那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程……………	399
○那覇市上下水道局人事評価規程の一部を改正する規程……………	400
○那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程……	401

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (行政経営課・共同訓令)……………	294
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (行政経営課・共同訓令)……………	296

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程の一部を改正する告示…………	402
○那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示……………	403
○那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示……………	404
○公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について…………	405

◇監査委員公表◇

○平成 24 年度定期監査 (工事監査) の結果に対する措置について (公表) ……	408
--	-----

◇公平委員会規則◇

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	410
--------------------------------	-----

◇福祉事務所長訓令◇

○那覇市福祉事務所長事務専決規程……………	412
-----------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1594 号の正誤……………	416
------------------------	-----

訓 令

那 覇 市 訓 令 第 5 号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第 4 号
平 成 2 5 年 3 月 2 9 日
公 表 済

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那 覇 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 宮 里 千 里

那覇市及び那覇市上下水道局が発注する工事等の契約及び工事の検査に関する事務の任用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市及び那覇市上下水道局(以下「局」という。)が発注する工事及び当該工事に係る委託の契約並びに当該工事の検査に関する事務(局が行う維持管理工事及び随意契約に係る契約の検査に関する事務を除く。以下「契約検査に関する事務」という。)を担当する職の任用について、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(局における職の任用)

第2条 局の契約検査に関する事務に従事する参事監に都市計画部長、参事に都市計画部副部長をもって充てる。

2 局総務課の契約検査に関する事務に従事する職員に都市計画部契約検査課の課長及び当該課の職員(当該課長の指名する者に限る。)をもって充てる。

(都市計画部における職の任用)

第3条 都市計画部契約検査課職員に局契約検査に関する事務に従事する局総務課の職員(当該課の課長の指名する者に限る。)をもって充てる。

(補則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長と上下水道事業管理者が協議して定める。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 6 号
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 10 号
平 成 2 5 年 3 月 2 9 日
公 表 済

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 城 間 幹 子

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程(平成15年那覇市訓令第16号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号、那覇市病院管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 <u>健康福祉部長</u> <u>健康保険局長</u> こどもみらい部長 都市計画部長 建設管理部長 消防長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。 人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 <u>健康推進課</u> こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 ちゃーがんじゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 <u>福祉部長</u> <u>健康部長</u> こどもみらい部長 都市計画部長 建設管理部長 消防長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。 人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 <u>健康増進課</u> こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 ちゃーがんじゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正</p>	

部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 7 号
那覇市教育委員会教育長訓令 第11号
平 成 2 5 年 3 月 2 9 日
公 表 済

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程(平成24年那覇市訓令第7号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>総務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、<u>健康福祉部長</u>、<u>健康保険局長</u>、こどもみらい部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長、学校教育部長</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>総務部長、市民文化部長、経済観光部長、環境部長、<u>福祉部長</u>、<u>健康部長</u>、こどもみらい部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長、学校教育部長</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	平和交流・男女参画課長、まちづくり協働推進課長、 <u>博物館長</u> 、なはまちなか振興課長、観光課長、環境政策課長、福祉政策課長、 <u>健康推進課長</u> 、こども政策課長、都市計画課長、花とみどり課長
教育委員会	生涯学習課長、市民スポーツ課長、 <u>文化財課長</u> 、中央公民館長、中央図書館長、学校教育課長、青少年育成課長

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事

市長事務部局	平和交流・男女参画課長、まちづくり協働推進課長、 <u>文化財課長</u> 、なはまちなか振興課長、観光課長、環境政策課長、福祉政策課長、 <u>健康増進課長</u> 、こども政策課長、都市計画課長、花とみどり課長
教育委員会	生涯学習課長、市民スポーツ課長、中央公民館長、中央図書館長、学校教育課長、青少年育成課長

那覇市訓令第 8 号

平成25年 3 月 29 日

公 表 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(那覇市副市長事務分担規程の一部改正)

第1条 那覇市副市長事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 副市長の分担事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>神谷副市長</u> 総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務</p> <p>(2) <u>仲村副市長</u> 市民文化部、経済観光部、環境部、<u>健康福祉部</u>及び<u>子どもみらい部</u>の分掌する事務</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>(1) <u>総務部等を担任する副市長</u> 総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び消防本部の分掌する事務</p> <p>(2) <u>市民文化部等を担任する副市長</u> 市民文化部、経済観光部、環境部、<u>福祉部</u>、健康部及び子どもみらい部の分掌する事務</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第2条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 参事監 <u>那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)</u>第2条第4項の参事監をいう。</p> <p>(3) 副部長 事務分掌規則第2条第1項の副部長及び<u>局長並びに那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号。以下「消防本部組織</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) <u>政策統括調整監 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号。以下「事務分掌規則」という。)</u>第1条の2第1項の政策統括調整監をいう。</p> <p>(1)の2 [略]</p> <p>(1)の3 <u>保健所長 事務分掌規則第2条第1項の保健所長をいう。</u></p> <p>(2) 参事監 <u>事務分掌規則第2条第4項の参事監をいう。</u></p> <p>(3) 副部長 事務分掌規則第2条第1項の副部長及び<u>那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号。以下「消防本部組織規則」とい</u></p>

<p>規則」という。)第3条第1項の副消防長をいう。</p> <p>(4)～(14) [略]</p> <p>(専決者の心得)</p> <p>第4条 事務の専決に当たっては、常によく上司の意図を体して、いやしくも専決制度の趣旨を誤って専断に陥ることなく適切、公正、かつ、<u>迅速</u>に事務を処理しなければならない。</p> <p>(専決の特例)</p> <p>第6条 この訓令により専決できる事項であっても、次の各号の<u>一</u>に該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(グループリーダーへの専決権の委譲)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(市長の代決)</p> <p>第8条 市長の決裁する事項について市長が不在のときは、<u>主務の副市長</u>が、その副市長も不在のときは、<u>他の副市長</u>が、両副市長ともに不在のときは主務の部長が代決する。</p> <p>(副市長等の代決)</p>	<p>う。)第3条第1項の副消防長をいう。</p> <p>(4)～(14) [略]</p> <p>(専決者の心得)</p> <p>第4条 事務の専決に当たっては、常によく上司の意図を体して、いやしくも専決制度の趣旨を誤って専断に陥ることなく適切、公正<u>かつ迅速</u>に事務を処理しなければならない。</p> <p>(専決の特例)</p> <p>第6条 この訓令により専決できる事項であっても、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(グループリーダーへの専決権の委譲)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、課長が常駐しない公の施設その他出先の機関(以下「出先機関等」という。)を所管する課にあっては、別表第2の共通専決事項の表に定める課長の専決事項で当該出先機関等に係る事務のうち、あらかじめ部長及び企画財務部長の承認を得たものについては、別表第5に定めるところにより当該出先機関等のグループリーダー(グループリーダーを置かない出先機関等においては、部長の指定する者)に専決権を委譲することができる。</u></p> <p>(市長の代決)</p> <p>第8条 市長の決裁する事項について、市長が不在のときは<u>主務の副市長</u>が、その副市長も不在のときは<u>他の副市長</u>が、両副市長ともに不在のときは<u>政策統括調整監</u>が、<u>両副市長及び政策統括調整監も不在</u>のときは主務の部長が代決する。</p> <p>(副市長等の代決)</p>
--	---

第9条 副市長が専決する事項について、主務の副市長が不在のときは、他の副市長が、その副市長も不在のときは主務の部長が代決する。

2 [略]

3～6 [略]

別表第1(第3条関係)

事務決裁基準表

[略]

副市長決裁基準

(1)～(5) [略]

部長決裁基準

(1)～(6) [略]

第9条 副市長が専決する事項について、主務の副市長が不在のときは他の副市長が、その副市長も不在のときは政策統括調整監が、両副市長及び政策統括調整監も不在のときは主務の部長が代決する。

2 [略]

3 保健所において保健所長が専決する事項について、保健所長が不在のときは副部長が、その副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、第6条第2項の規定に基づき担当副参事の決定事項とされた事項については、副部長が不在のときは当該担当副参事が代決する。

4～7 [略]

別表第1(第3条関係)

事務決裁基準表

[略]

副市長決裁基準

(1)～(5) [略]

政策統括調整監決裁基準

部長決裁基準に掲げる事務のうち、市の行政運営上特に重要なものに係る決定をすること。

部長決裁基準

(1)～(6) [略]

保健所長決裁基準

(1) 市長及び副市長が処理することが適当であると認めるものを除く、次の各事項の決定に関すること。

ア 許可、認可その他の行政処分に関すること。

イ 儀式及び表彰に関すること。

ウ 会議の開催及び運営に関すること。

(2) 附属機関に対する重要な諮問等に関すること。

(3) 重要な申請、副申、通知、照会、進達、報告、回答等に関すること。

<p>副部長決裁基準 [略] 主幹決裁基準 (1)～(4) [略] (5) その他軽易な事務であつて、疑義又は裁量の余地のないもの [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記]</p>	<p>副部長決裁基準 [略] 主幹決裁基準 (1)～(4) [略] (5) その他軽易な事務であつて、疑義又は裁量の余地のないもの [略] [別表第2 別記] [別表第3 別記] [別表第5 別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 7 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 	

[改正前 別記]
別表第2(第5条関係)
共通専決事項

項	区分	専決者
人事 に関 する 事項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、	部長 [略]
	5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念	参事監又は副部長 [略]

	義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。		
	[略]		
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	部長、参事監又は副部長 [略]	[略]
	職員の出張命令に関すること。	部長 参事監又は副部長 [略]	[略] [略]
	[略]		
財産に関する事項	不動産の取得処分に関すること。	1,500万円以上3,000万円未満	[略]
		1,500万円未満	[略]
	動産の取得処分に関すること。	1,500万円以上3,000万円未満	[略]
		1,500万円未満	部長
	物品購入の契約に関すること。	1,500万円以上3,000万円未満	[略]
		500万円以上1,500万円未満 [略]	[略]
[略]			
不動産、動産等の借入れに関すること。	1,500万円以上	[略]	
	1,000万円以上1,500万円未満	[略]	
	[略]		
工事に関する事項	[略]		[略]
	工事用資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不用品の処分に関すること。	1,000万円以上	[略]
		500万円以上1,000万円未満	[略]
	[略]		
[略]			

[改正後 別記]
別表第2(第5条関係)
共通専決事項

項	区分	専決者
---	----	-----

人事 に 関 する 事 項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関する事。	政策統括調整監又は部長	[略]
		保健所長、参事監又は副部長	[略]
		[略]	
		[略]	
	職員 の 時 間 外 勤 務 命 令 及 び 休 日 勤 務 命 令 に 関 す る 事 項	政策統括調整監	政策統括調整監
		部長、保健所長、参事監又は副部長	[略]
		[略]	
	職員 の 出 張 命 令 に 関 す る 事 項	政策統括調整監又は部長	[略]
		保健所長、参事監又は副部長	[略]
		[略]	
財 産 に 関 する 事 項	不動産の取得処分に関する事。	1,500万円以上3,000万円未満	[略]
		1,000万円以上1,500万円未満	政策統括調整監
		1,000万円未満	[略]
	動 産 の 取 得 処 分 に 関 す る 事 項	1,500万円以上3,000万円未満	[略]
		1,000万円以上1,500万円未満	政策統括調整監
		500万円以上1,000万円未満	部長
		100万円以上500万円未満	副部長
		100万円未満	課長
	物 品 購 入 の 契 約 に 関 す る 事 項	1,500万円以上3,000万円未満	[略]
		1,000万円以上1,500万円未満	政策統括調整監
500万円以上1,000万円未満		[略]	
[略]			

	[略]		
	不動産、動産等の借入れに関すること。	1,500万円以上	[略]
		1,300万円以上1,500万円未満	政策統括調整監
		1,000万円以上1,300万円未満	[略]
		[略]	
工事に関する事項	[略]		
	工所用資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不用品の処分に関すること。	1,000万円以上	[略]
		800万円以上1,000万円未満	政策統括調整監
		500万円以上800万円未満	[略]
	[略]		
	[略]		

[改正前 別記]
別表第3(第5条関係)
個別専決事項

所属	事項	専決者	
[略]			
管財課	[略]		
	物品購入及び不用品売買の契約に関すること。	1,500万円以上3,000万円未満	[略]
		500万円以上1,500万円未満	[略]
	[略]		
[略]			
資産税課	固定資産の価格等の決定に関すること。	部長	
[略]			
博物館	市史の刊行に関すること。	[略]	
	歴史資料の編集、普及事業等に関すること。	[略]	
	那覇市歴史博物館に関すること(指定文化財に関することに限る。)	部長	
	那覇市歴史博物館に関すること(指定文化財に関することを除く。)	[略]	
	史料文書の収集及び管理に関すること。	課長	
	展覧会、講演会、講習会等の企画、運営及び実施に関すること。	[略]	
	[略]		
[略]			

環境政策課	一般廃棄物の処理実施計画の決定に関する <u>こと。</u>	部長
	し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する <u>こと。</u>	部長
	し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の指導に関する <u>こと。</u>	課長
	ごみ減量・資源化の推進に関する <u>こと。</u>	課長
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画作成等の指導及び勧告に関する <u>こと。</u>	課長
	大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画の未作成等の事実の公表に関する <u>こと。</u>	部長
	一般廃棄物処理業の許可に関する <u>こと。</u>	部長
	一般廃棄物処理業者に係る営業の休止又は廃止に関する <u>こと。</u>	部長
	一般廃棄物の処分場所及び施設の指定に関する <u>こと。</u>	課長
	一般廃棄物処理業の許可証及び検査証の再交付及び還付に関する <u>こと。</u>	課長
	器具の検査及び器材の改造修理の措置に関する <u>こと。</u>	部長
	地球温暖化対策に関する <u>こと。</u>	[略]
	クリーン推進課	[略]
環境保全課	[略]	
	霊園及び納骨堂の使用許可及び許可の取消し等に関する <u>こと。</u>	[略]
	畜犬登録に関する <u>こと。</u>	課長
	空地管理の指導、勧告及び措置命令に関する <u>こと。</u>	課長
福祉政策課	民生委員に関する <u>こと。</u>	課長
	被災者支援に関する <u>こと。</u>	部長
	小災害に関する <u>こと。</u>	[略]
	遺家族等援護に関する <u>こと。</u>	課長
	総合福祉センターの使用許可及び許可の取消し等に関する <u>こと。</u>	課長
	障がい福祉課	重度心身障害児及び重度心身障害者の医療費助成に関する <u>こと。</u>
	心身障害者扶養共済制度に関する <u>こと。</u>	課長
	障害者福祉センターの管理運営に関する <u>こと。</u>	課長
	精神障害者福祉に関する <u>こと。</u>	課長
	発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に関する <u>こと。</u>	課長
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に関する <u>こと。</u>	課長
ちゃーがんじゅう課	老人福祉法に関する <u>こと。</u>	課長
	高齢者福祉対策に関する <u>こと。</u>	課長
	老人福祉施設に関する <u>こと。</u>	課長

	安謝福祉複合施設に関する <u>こと。</u>	課長
	介護保険制度に関する <u>こと。</u>	課長
健康推進課	予防接種に関する <u>こと。</u>	課長
	母子保健法に関する <u>こと。</u>	課長
	健康づくりに関する <u>こと。</u>	課長
	がん検診に関する <u>こと。</u>	課長
	献血、臓器移植、腎バンク、エイズ、麻薬・覚醒剤乱用防止の啓発に関する <u>こと。</u>	課長
	医療に係る連絡調整に関する <u>こと。</u>	課長
国保長寿医療課	[略]	
特定健診課	[略]	
こどもみらい課	[略]	
	障がい児早期療育事業に関する <u>こと。</u>	課長
	軽易で定例的な保育事務に関する <u>こと。</u>	主査
子育て応援課	[略]	
	母子福祉センターの管理に関する <u>こと。</u>	[略]
	軽易で定例的な児童館事務に関する <u>こと。</u>	主査
	母子家庭等自立支援に関する <u>こと。</u>	[略]
建築指導課	建築基準法による道路位置の指定、変更又は廃止に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
	租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
	建築基準法に基づく建築協定の認可に関する <u>こと。</u>	[略]
	都市計画法に基づく開発行為許可申請の県知事への副申に関する <u>こと。</u>	部長
	那覇市地区計画区域等における建築物の制限に関する条例に基づく認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	福祉のまちづくり条例に基づく事前協議及び完了検査に関する <u>こと。</u>	[略]
	バリアフリー法に基づく特定建築物の建築等維持保全に関する認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	駐車場法に基づく駐車施設付置の届出及び認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	

	公庫融資住宅の設計及び現場審査に関すること。	[略]
[略]		
契約検査課	[略]	
道路管理課	道路占用の許可又は許可の取消し等に関すること。	[略]
[略]		
市営住宅課	[略]	
土木管理事務所	工事用資材の譲与に関すること。	副部長

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者	
[略]			
管財課	[略]		
	物品購入及び不用品売買の契約に関すること。	1,500万円以上3,000万円未満	[略]
		1,000万円以上1,500万円未満	政策総括調整監
		500万円以上1,000万円未満	[略]
	[略]		
資産税課	固定資産の価格等の決定に関すること。	課長	
[略]			
文化財課	行事の企画、運営及び実施に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	埋蔵文化財の発掘調査の施行に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	指定文化財の維持管理に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	文化財関係団体の育成及び指導助言に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	<small>タマウドゥン</small> 玉陵及び識名園の管理運営に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	市史の刊行に関すること。		[略]
	歴史資料の編集、普及事業等に関すること。		[略]
	史料文書の収集及び管理に関すること。		課長
	那覇市歴史博物館に関すること。		[略]
那覇市立壺屋焼物博物館に関すること。		課長	
展覧会、講演会、講習会等の企画、運営及び実施に関	[略]		

	すること。	
	[略]	
[略]		
環境政策課	<u>環境基本計画に関すること。</u>	部長
	地球温暖化対策に関すること。	[略]
	<u>ISO14001の総括及び推進に関すること。</u>	部長
廃棄物対策課	<u>一般廃棄物の処理実施計画の決定に関すること。</u>	部長
	<u>ごみ減量・資源化の推進に関すること。</u>	課長
	<u>大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画作成等の指導及び勧告に関すること。</u>	課長
	<u>大規模事業所等に係る一般廃棄物減量化計画の未作成等の事実の公表に関すること。</u>	部長
	<u>一般廃棄物処理業及び処理施設の許可等に関すること。</u>	部長
	<u>し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。</u>	部長
	<u>し尿・浄化槽汚泥処理業及び浄化槽清掃業の指導に関すること。</u>	課長
	<u>産業廃棄物処理業及び処理施設の許可等に関すること。</u>	部長
	<u>廃棄物処理業の許可証及び検査証の再交付及び還付に関すること。</u>	課長
	<u>使用済自動車の再資源化等に係る許可等に関すること。</u>	部長
	<u>廃棄物の適正処理に係る報告徴収及び立入検査に関すること。</u>	課長
	<u>廃棄物の適正処理に係る命令及び処分に関すること。</u>	部長
クリーン推進課	[略]	
環境保全課	[略]	
	霊園及び納骨堂の使用許可及び許可の取消し等に関すること。	[略]
環境衛生課	<u>狂犬病予防法に関すること。</u>	課長
	<u>動物の愛護及び管理に関すること。</u>	課長
	<u>ハブ対策に関すること。</u>	課長
	<u>空地管理の指導、勧告及び措置命令に関すること。</u>	課長
	<u>そ族昆虫の駆除に関すること。</u>	課長
福祉政策課	<u>民生委員の定数の決定及び推薦に関すること。</u>	部長
	<u>小災害見舞金の支給決定に関すること。</u>	[略]
	<u>戦傷病者戦没者遺族等の援護に係る請求等に関すること。</u>	課長
	<u>社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査実施方針の決定に関すること。</u>	部長
	<u>社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する改善命令等に関すること。</u>	部長
	<u>社会福祉法人の設立認可等に関すること。</u>	部長

障がい福祉課	身体障害者手帳に係る診断書を作成する医師の指定に関する <u>こと。</u>	課長
	重度心身障がい者の医療費助成に係る受給資格の認定に関する <u>こと。</u>	課長
	指定障害福祉サービス事業者等の指定その他の行政処分に関する <u>こと。</u>	部長
	指定障害福祉サービス事業者等に対する指導、報告の徴収及び立入検査に関する <u>こと。</u>	課長
	社会福祉法人の設立認可等に関する <u>こと。</u>	部長
	成年後見制度の審判の請求に関する <u>こと。</u>	課長
ちやーがんじゅう課	要介護及び要支援の認定審査に関する <u>こと。</u>	課長
	介護保険の給付決定に関する <u>こと。</u>	課長
	介護保険料の賦課及び徴収に関する <u>こと。</u>	課長
	老人福祉施設の設置認可その他の行政処分に関する <u>こと。</u>	部長
	有料老人ホームの設置届出の受理に関する <u>こと。</u>	部長
	有料老人ホームの設置者に対する改善命令に関する <u>こと。</u>	部長
	指定居宅介護サービス事業者及び指定介護老人福祉施設等の指定その他の行政処分に関する <u>こと。</u>	部長
	老人福祉施設等に対する指導、報告の徴収及び立入検査に関する <u>こと。</u>	課長
	社会福祉法人の設立認可等に関する <u>こと。</u>	部長
	成年後見制度の審判の請求に関する <u>こと。</u>	課長
保護管理課	社会福祉法人の設立認可その他の行政処分に関する <u>こと。</u>	部長
	指定医療機関等の指定その他の行政処分に関する <u>こと。</u>	部長
	指定医療機関等に対する指導、報告の徴収及び立入検査に関する <u>こと。</u>	課長
	指定医療機関等の診療内容等の審査及び診療報酬等の額の決定に関する <u>こと。</u>	課長
	はり師及びきゅう師の登録等に関する <u>こと。</u>	課長
健康増進課	予防接種法(昭和23年法律第68号)に関する <u>こと。</u>	課長
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)に関する <u>こと(ただし、感染症予防法第40条及び第63条の事務は除く。)</u>	保健所長
	感染症予防法第40条の規定に基づく診療報酬の支払い、診療内容及び請求の審査、請求することができる額の決定、審査機関の意見聴取に関する <u>こと。</u>	課長
地域保健課	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく療育の給付の決定に関する <u>こと。</u>	課長
	児童福祉法に基づく指定療育機関の指定及び取消しに関する <u>こと。</u>	保健所長

	<u>児童福祉法第21条の3の規定に基づく診療報酬額の決定に関すること。</u>	課長
	<u>児童福祉法に基づく指定療育機関の診療内容等の審査、報告の徴収及び実地検査に関すること。</u>	保健所長
	<u>児童福祉法に基づく指定療育機関に対する診療報酬の支払差止めに関すること。</u>	保健所長
	<u>児童福祉法に基づく厚生労働大臣の定める慢性疾患にかかっている児童等の治療研究に資する医療の給付の決定に関すること。</u>	課長
	<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第21条の規定に基づく市長が保護者となることに関すること。</u>	課長
	<u>精神保健福祉法に関すること(保健所長の専決に係るものを除く。)</u>	課長
	<u>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく養育医療の給付の決定に関すること。</u>	課長
	<u>母子保健法に基づく診療内容等の審査、報告の徴収及び実地検査に関すること。</u>	保健所長
	<u>母子保健法に関すること(部長及び保健所長の専決に係るものを除く。)</u>	課長
	<u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく健康診断に関すること。</u>	課長
	<u>難病特別対策推進事業について(平成10年健医発第635号厚生省保健医療局長通知)に基づく難病患者地域支援対策推進事業に関すること。</u>	課長
	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく育成医療の支給認定に関すること。</u>	課長
	<u>障害者総合支援法に関すること(部長及び保健所長の専決に係るもの並びに他課の所管に属するものを除く。)</u>	課長
	<u>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(平成17年厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知雇児母発第0823001号)に基づく特定不妊治療実施医療機関の指定に関すること。</u>	保健所長
	<u>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に関すること(部長及び保健所長の専決に係るものを除く。)</u>	課長
生活衛生課	<u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく食品衛生監視指導計画の策定に関すること。</u>	部長
	<u>食品衛生法第25条の規定に基づく検査に関すること。</u>	課長
	<u>那覇市食品衛生法施行条例(平成24年那覇市条例第59号)に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する基準の緩和に関すること。</u>	課長

	<u>那覇市食品衛生法施行細則(平成24年那覇市規則第54号)に基づく食品衛生責任者養成講習会開催団体の指定及び食品衛生責任者養成講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者の認定に関すること。</u>	課長
	<u>那覇市食品衛生法施行細則に基づく食品衛生責任者養成講習会修了証明書の交付及び食品衛生責任者対象の講習会の実施に関すること。</u>	課長
	<u>那覇市理容師法施行条例(平成24年那覇市条例第60号)別表第3第4号の規定に基づく事情の認定に関すること。</u>	保健所長
	<u>那覇市興行場法施行条例(平成24年那覇市条例第61号)に基づく仮設若しくは既設の施設を使用して臨時に興行を行う興行場又は野外の興行場の基準の緩和等に関すること。</u>	保健所長
	<u>那覇市旅館業法施行条例(平成24年那覇市条例第62号)に基づく告示で指定するものに関すること。</u>	保健所長
	<u>那覇市旅館業法施行条例に基づく衛生措置及び構造設備の基準の緩和等に関すること。</u>	保健所長
	<u>那覇市公衆浴場法施行条例(平成24年那覇市条例第63号)第3条第1項ただし書の規定に基づく設置の場所の配置の基準の特例に関すること。</u>	保健所長
	<u>那覇市公衆浴場法施行条例に基づく構造設備の基準並びに衛生及び風紀に必要な措置の基準の緩和等に関すること。</u>	保健所長
	<u>那覇市美容師法施行条例(平成24年那覇市条例第66号)別表第3第4号の規定に基づく事情の認定に関すること。</u>	保健所長
国民健康保険課	[略]	
特定健診課	[略]	
こども政策課	<u>軽易で定例的な児童館事務に関すること。</u>	主査
こどもみらい課	[略]	
	<u>障がい児早期療育事業に関すること。</u>	[略]
	<u>保育事務に関すること。</u>	課長
	<u>認可外保育施設からの届出等に関すること。</u>	課長
子育て応援課	[略]	
	母子福祉センターの管理に関すること。	[略]
	母子家庭等自立支援に関すること。	[略]
建築指導課	<u>建築基準法(昭和25年法律第201号)による道路位置の指定、変更又は廃止に関すること。</u>	[略]
	[略]	
	<u>租税特別措置法(昭和32年3月31日法律第26号)に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。</u>	[略]

	[略]	
	建築基準法に基づく建築協定の認可に関する <u>こと。</u>	[略]
	都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく開 発行為の許可等に関する <u>こと。</u>	部長
	都市計画法に基づく開発行為の <u>手続等</u> に関する <u>こと。</u>	課長
	那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内におけ る建築物の制限に関する条例(平成5年那覇市条例第19 号)に基づく認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123号)に基づく認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律 第87号)に基づく長期優良住宅の認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	沖縄県福祉のまちづくり条例(平成9年沖縄県条例第5 号)に基づく事前協議及び完了検査に関する <u>こと。</u>	[略]
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号)に基づく特定建築物の建築等維 持保全に関する認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	駐車場法(昭和32年法律第106号)に基づく駐車施設付置 の届出及び認定に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
	公庫融資住宅の設計及び現場審査に関する <u>こと。</u>	[略]
	狭あい道路の整備に関する <u>こと。</u>	課長
	風致地区内の建築等の許可に関する <u>こと。</u>	課長
	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84 号)に基づく集約都市開発事業計画及び低炭素建築物新 築等計画の認定に関する <u>こと。</u>	課長
	[略]	
契約検査課	[略]	
地籍調査準 備室	国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第1項の規 定に基づき、地籍調査に関する市計画を定め、これを国 土交通大臣に報告する <u>こと。</u>	部長
	国土調査法第6条の3第2項及び第3項の規定に基づき、国 土交通大臣に協議し、その同意を得て、毎年度の事業計 画を定める <u>こと。</u>	部長
	国土調査法第19条第1項の規定に基づき、国土調査によ る地図及び簿冊について、国土交通大臣にその認証を請 求する <u>こと。</u>	部長
道路管理課	道路占用の許可又は許可の取消し等に関する <u>こと。</u>	[略]
	工事用資材の譲与に関する <u>こと。</u>	副部長
	[略]	
市営住宅課	[略]	

[改正後 別記]

別表第5(第7条関係)

出先機関等のグループリーダーへの専決権移譲の目安

項	区分	専決者
人事に関する事項	臨時職員及び非常勤職員の休暇に関する事 こと。	グループリーダー
財産に関する事項	物品購入の契約に関する事 こと。 50万円未満	グループリーダー
予算経理に関する 事項	歳入歳出外現金の収支命令に関する事 こと。	グループリーダー
	歳入の調定、納付又は納入の告知に関する 事 こと。	グループリーダー
	歳入に係る減免に関する事 こと(減免事由の 明確なものに限る。)	グループリーダー
	支出命令に関する事 こと。 50万円未満	グループリーダー
	委託契約に関する事 こと。 50万円未満	グループリーダー

(那覇市公害対策協議会規程の一部改正)

第3条 那覇市公害対策協議会規程(1972年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次の者及び協議会に付議される事項に係る課長をもって組織する。</p> <p>環境部長、環境部副部長、企画調整課長、環境保全課長、市民生活安全課長、商工農水課長、なはまちなか振興課長、環境政策課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、建設企画課長、下水道課長、施設課長</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次の者及び協議会に付議される事項に係る課長をもって組織する。</p> <p>環境部長、環境部副部長、企画調整課長、環境保全課長、市民生活安全課長、商工農水課長、なはまちなか振興課長、環境政策課長、廃棄物対策課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、建設企画課長、下水道課長、施設課長</p>
<p>備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市情報公開諾否調整委員会規程の一部改正)

第4条 那覇市情報公開諾否調整委員会規程(昭和63年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に総務部副部長をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の者及び付議されている事項を所管する部の副部長をもって組織し、委員長に総務部副部長をもって充てる。</p>

<p>総務部副部長、企画財務部副部長(税制課担当副部長)、市民文化部副部長、<u>健康福祉部副部長</u>、建設管理部副部長、都市計画部副部長</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>	<p>総務部副部長、企画財務部副部長(税制課担当副部長)、市民文化部副部長、<u>福祉部副部長</u>、健康部副部長、建設管理部副部長、都市計画部副部長</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市文化振興基金運用検討委員会規程の一部改正)

第5条 那覇市文化振興基金運用検討委員会規程(平成2年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に市民文化部担当の副市長、副委員長に市民文化部長をもって充てる。</p> <p>市民文化部担当の副市長、市民文化部長、総務部長、企画財務部長、生涯学習部長</p> <p>2 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に市民文化部担当の副市長、副委員長に市民文化部長をもって充てる。</p> <p>市民文化部担当の副市長、<u>政策統括調整監</u>、市民文化部長、総務部長、企画財務部長、生涯学習部長</p> <p>2 [略]</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 第2条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市地域振興基金運用検討委員会規程の一部改正)

第6条 那覇市地域振興基金運用検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、当分の間、次に掲げる者をもって組織し、委員長に企画財務部長、副委員長に環境部長をもって充てる。</p> <p>企画財務部長、環境部長、企画調整課長、環境部副部長、企画調整課環境部担</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、当分の間、次に掲げる者をもって組織し、委員長に企画財務部長、副委員長に環境部長をもって充てる。</p> <p>企画財務部長、環境部長、企画調整課長、環境部副部長、企画調整課環境部担</p>

<p>当者、環境政策課長、クリーン推進課長 (委任) 第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>	<p>当者、環境政策課長、<u>廃棄物対策課長</u>、クリーン推進課長 (委任) 第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>
---	--

備考
1 第2条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市公有財産検討委員会規程の一部改正)

第7条 那覇市公有財産検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に総務部長をもって充てる。 <u>総務部担当副市長、総務部長、企画財務部長、健康福祉部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長</u></p>	<p>(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に<u>政策統括調整監及び総務部長</u>をもって充てる。 <u>総務部担当の副市長、政策統括調整監、総務部長、企画財務部長、福祉部長、健康部長、都市計画部長、建設管理部長、生涯学習部長</u></p>

備考
1 第2条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。
2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市地域福祉基金運営委員会規程の一部改正)

第8条 那覇市地域福祉基金運営委員会規程(平成4年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に<u>健康福祉部長</u>、副委員長に<u>健康福祉部副部長</u>をもって充てる。 <u>健康福祉部長、健康福祉部副部長、健康推進課長、こども政策課長、障がい福祉課長、ちゃーがんにゅう課長、企画調整課の健康福祉部担当職員</u> (庶務)</p>	<p>(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に<u>福祉部長</u>、副委員長に<u>福祉部副部長</u>をもって充てる。 <u>福祉部長、福祉部副部長、健康増進課長、こども政策課長、障がい福祉課長、ちゃーがんにゅう課長、企画調整課の福祉部担当職員</u> (庶務)</p>

第6条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> 福祉政策課において処理する。	第6条 委員会の庶務は、 <u>福祉部</u> 福祉政策課において処理する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市総合計画策定委員会規程の一部改正)

第9条 那覇市総合計画策定委員会規程(平成8年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者を持って組織し、委員長に企画財務部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。</p> <p>副市長、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する者及び市長が指名する者に限る。以下同じ。)、消防長、会計管理者、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長</p> <p>(代理出席)</p> <p>第6条 委員(副市長を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき又は委員が欠けたときは、副部長(会計管理者にあっては出納室副参事)が当該委員に代わって委員会の会議に出席するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる者を持って組織し、委員長に企画財務部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。</p> <p>副市長、<u>政策統括調整監</u>、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する者及び市長が指名する者に限る。以下同じ。)、消防長、会計管理者、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長</p> <p>(代理出席)</p> <p>第6条 委員(副市長を除く。以下この条において同じ。)に事故があるとき又は委員が欠けたときは、副部長(会計管理者にあっては<u>出納室長</u>)が当該委員に代わって委員会の会議に出席するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。</p>
備考	
<p>1 第2条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。</p> <p>2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(那覇市事務決裁規程の特例に関する規程の一部改正)

第10条 那覇市事務決裁規程の特例に関する規程(平成18年那覇市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(市長の代決)</p> <p>第3条 決裁規程第8条の規定に基づき主務の副市長が代決する場合には、当分の間、他の副市長の決定を経なければならない。</p>	<p>(市長の代決)</p> <p>第3条 決裁規程第8条の規定に基づき主務の副市長が代決する場合には、当分の間、他の副市長<u>及び政策統括調整監</u>の決定を経なければならない。</p>

備考 第2条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市訓令第9号

平成25年3月29日

公 表 済

那覇市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市職員被服貸与規程(1964年那覇市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品目	数量	期間(年)	備考
1	主に現場作業監督、指導又は調査等のため外勤業務に従事する職員	[略]			
		雨衣	[略]		
2 ~ 7	[略]				
8	医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び衛生監視員	[略]			
9 ~ 10	[略]				

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品目	数量	期間(年)	備考
1	主に現場作業監督、指導又は調査等のため外勤業務に従事する職員	[略]			雨靴は、文化財発掘作業現場で監督指導業務に従事する職員及び農地等の現地調査等に従事する職員に貸与する。
		雨衣	[略]		
		雨靴	1	2	
2 ~ 7	[略]				

8	医師、 <u>歯科医師</u> 、薬 劑師、診療放射線技 師、臨床検査技師及 び衛生監視員	[略]
9 ~ 10	[略]	

那覇市訓令第10号
平成25年3月29日
公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
[略]			
4	市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	月曜日から金曜日まで (1) 8時15分から17時まで (2)～(3) [略] [略]
5	国保長寿医療課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
[略]			
7	博物館に勤務する職員	[略]	
[略]			
10	子育て応援課に勤務する職員のうち児童館に勤務するもの	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
[略]			
4	市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	月曜日から金曜日まで (1) 8時から16時45分まで (2)～(3) [略] [略]
5	国民健康保険課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
[略]			
7	文化財課に勤務する職員	[略]	[略]
[略]			
10	こども政策課に勤務する職員のうち児童館に勤務するもの	[略]	

那覇市訓令第11号

平成25年3月29日

公 表 濟

那覇市車両管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市車両管理規程の一部を改正する訓令

那覇市車両管理規程(平成10年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険)</p> <p>第12条 車両保管責任者は、自動車損害賠償責任保険及び財団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入した後でなければ車両を運行させ、又は使用させてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(油脂燃料の補給)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 車両保管責任者は、指定給油所において油脂燃料を補給するものとする。ただし、遠距離その他の特別の理由がある場合は、<u>その他の場所</u>においてこれを補給することができる。</p>	<p>(保険)</p> <p>第12条 車両保管責任者は、自動車損害賠償責任保険及び公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入した後でなければ車両を運行させ、又は使用させてはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(油脂燃料の補給)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 車両保管責任者は、指定給油所において油脂燃料を補給するものとする。ただし、遠距離その他の特別の理由がある場合は、<u>それ以外の場所</u>においてこれを補給することができる。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市訓令第12号

平成25年3月29日

公 表 済

那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市文書取扱規程の一部を改正する訓令

那覇市文書取扱規程(平成20年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(文書作成の原則)</p> <p>第5条 文書の作成に当たっては、本市の文書の取扱いに関する諸規定のほか、<u>常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)</u>、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。</p> <p>(帳簿等)</p> <p>第10条 文書の取扱いに関する帳簿等は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 総務部総務課(以下「総務課」という。)が管理する帳簿</p> <p><u>ア 条例・規則・訓令簿</u></p> <p><u>イ 指令・達・通達簿</u></p> <p><u>ウ 告示・公告簿</u></p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(回議)</p> <p>第20条 起案文書は、関係課員、グループリーダー、課長、副部長、部長、副市長及び市長の順に、当該決裁権者まで回議しなければならない。ただし、人事に関する文書で秘密を要するものについては、この限りでない。</p> <p>(例規文書の取扱い)</p> <p>第30条 条例、規則及び訓令は、総務課備付けの<u>条例・規則・訓令簿</u>により番号を</p>	<p>(文書作成の原則)</p> <p>第5条 文書の作成に当たっては、本市の文書の取扱いに関する諸規定のほか、<u>常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)</u>、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。</p> <p>(帳簿等)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 総務部総務課(以下「総務課」という。)が管理する<u>次の帳簿</u></p> <p><u>ア 条例簿、規則簿及び訓令簿</u></p> <p><u>イ 指令簿及び達簿(次号に掲げる指令簿及び達簿を除く。)</u>並びに<u>通達簿</u></p> <p><u>ウ 告示簿及び公告簿</u></p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(4) <u>総務課長が指定する課が管理する指令簿及び達簿</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(回議)</p> <p>第20条 起案文書は、関係課員、グループリーダー、課長、副部長、部長、<u>政策統括調整監</u>、副市長及び市長の順に、当該決裁権者まで回議しなければならない。ただし、人事に関する文書で秘密を要するものについては、この限りでない。</p> <p>(例規文書の取扱い)</p> <p>第30条 条例、規則及び訓令は、総務課備付けの<u>条例簿、規則簿又は訓令簿</u>により</p>

<p>付さなければならない。</p> <p>2 指令、達及び通達は、総務課備付けの<u>指令・達・通達簿</u>により番号を付さなければならない。</p> <p>3 [略] (史料文書)</p> <p>第48条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として<u>博物館長</u>が指定する文書については、<u>博物館</u>に移管するものとする。</p>	<p>番号を付さなければならない。</p> <p>2 指令、達及び通達は、総務課備付けの<u>指令簿、達簿又は通達簿</u>により番号を付さなければならない。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、総務課長が指定する課の指令及び達は、当該課備付けの指令簿又は達簿により番号を付さなければならない。</u></p> <p>4 [略] (史料文書)</p> <p>第48条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として<u>文化財課長</u>が指定する文書については、<u>文化財課</u>に移管するものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 155 号

平成 25 年 3 月 28 日

掲 示 済

那覇市緑化センターの指定管理者の指定について

那覇市緑化センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき平成25年2月定例議会において承認されましたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市緑化センター
所在地 那覇市おもろまち3丁目2番1号

- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社 沖縄ダイケン
所在地 那覇市おもろまち1丁目1番12号
代表者 代表取締役 金城 秀雄

- 3 指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

那 覇 市 告 示 第 17 号
平 成 25 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館観光券観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市歴史博物館観光券観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 2 丁目 1 - 4 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人那覇市観光協会
会長 佐久本 武 |
| 4 委託期間 | 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 |

那 覇 市 告 示 第 18 号
平 成 25 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市歴史博物館観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市松尾 1 - 1 - 2 |
| 3 受託者の名称 | 株式会社 流通アシスト
代表者 我那覇 学 |
| 4 委託期間 | 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 |

那 覇 市 告 示 第 19 号

平 成 25 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第1項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|---|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市保健所手数料収納業務及び総合案内業務並びに食品営業施設の巡回指導業務に関する委託契約 |
| 2 受託者の住所 | 浦添市字経塚720番地 |
| 3 受託者の名称 | 一般社団法人 沖縄県食品衛生協会
会長 具志堅 健秀 |
| 4 委託期間 | 平成25年4月1日～平成26年3月31日 |

那 覇 市 告 示 第 28 号

平 成 25 年 4 月 1 日

掲 示 済

平成 25 年 (2013 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 25 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 349,686 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 79,445
	1 国庫補助金	79,445
2 繰入金		210,740
	1 一般会計繰入金	210,740
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		59,500
	1 市債	59,500
歳 入	合 計	349,686

歳 出

款	項	金額
1 都市再開発事業費		千円 220,025
	1 都市再開発事業費	220,025
2 公債費		129,661
	1 公債費	129,661
歳 出 合 計		349,686

第 2 表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開発事業	59,500	証書借入又は 証券発行	年 5%以内 (ただし、 利率見直し方式で借入 れる資金について、利 率の見直しを行なった 後においては、当該見 直し後の利率)	償還期間は、据置期間 を含め 30 年以内とす る。 償還方法は、元利均 等、元金均等等による。 ただし、財政の都合 により、据置期間中 あっても繰上償還し、 償還年限を変更し、又 は借り換えることが できる。
計	59,500			

那 覇 市 告 示 第 31 号

平 成 25 年 4 月 1 日

掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、平成 25 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 25 年 3 月 29 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那 覇 市 告 示 第 4 8 号

平成 25 年 4 月 15 日

平成 25 年 (2013 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 24 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ△493,827 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,241,520 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		19	73	92
	1 壺川財産運用収入	3	7	10
	2 小禄南財産運用収入	2	△2	0
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	11	43	54
	4 真嘉比古島第一財産運用収入	3	25	28
7 保留地処分金		793,900	△493,900	300,000
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	793,900	△493,900	300,000
歳 入	合 計	1,735,347	△493,827	1,241,520

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整理事業費		千円 1,387,932	千円 △193,780	千円 1,194,152
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	1,387,357	△193,780	1,193,577
4 基金積立金		345,337	△300,047	45,290
	1 壺川基金積立金	3,505	7	3,512
	2 小禄南基金積立金	477	△2	475
	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	3	25	28
	4 真嘉比古島第二基金積立金	341,352	△300,077	41,275
歳 出	合 計	1,735,347	△493,827	1,241,520

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 土地区画整理事業費			211,539
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費		211,539
		真嘉比古島第二事業費(補助)	19,500
		真嘉比古島第二事業費(単独)	178,158
		真嘉比古島第二事業費(文化財)	13,881
合 計		211,539	

那 覇 市 告 示 第 49 号

平成 25 年 4 月 15 日

平成 25 年(2013 年)2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

平成 24 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182,054千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,050,139 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		千円 3,724,605	千円 △175,344	千円 3,549,261
	1 介護保険料	3,724,605	△175,344	3,549,261
3 国庫支出金		4,936,412	20,378	4,956,790
	1 国庫負担金	3,484,096	40,675	3,524,771
	2 国庫補助金	1,452,316	△20,297	1,432,019
4 支払基金交付金		5,566,858	70,942	5,637,800
	1 支払基金交付金	5,566,858	70,942	5,637,800
5 県支出金		3,007,795	17,910	3,025,705
	1 県負担金	2,690,099	38,820	2,728,919
	3 県補助金	117,169	△20,910	96,259
6 財産収入		111	1,001	1,112
	1 財産運用収入	111	976	1,087
	2 財産売払収入	0	25	25
7 繰入金		3,045,225	250,027	3,295,252
	1 他会計繰入金	2,978,383	22,689	3,001,072
	2 基金繰入金	66,842	227,338	294,180
9 諸収入		4,804	△2,860	1,944

	2 雑入	4,802	△2,860	1,942
歳	入 合 計	20,868,085	182,054	21,050,139

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円	千円	千円
		521,028	△6,145	514,883
	1 総務管理費	257,881	△10,031	247,850
	2 徴収費	29,175	△591	28,584
2 保険給付費	3 介護認定審査会費	233,972	4477	238,449
		18,997,523	245,519	19,243,042
	1 介護サービス等諸費	17,587,905	283,346	17,871,251
	2 介護予防サービス等諸費	1,383,649	△36,358	1,347,291
4 基金積立金	3 その他諸費	25,969	△1,469	24,500
		455,695	△56,659	399,036
	1 基金積立金	455,695	△56,659	399,036
5 地域支援事業費		612,198	△1,346	610,852
	1 介護予防事業費	153,406	△10	153,396
	2 包括的支援事業・任意事業費	458,792	△1,336	457,456
6 諸出金		281,640	685	282,325
	1 償還金及び還付加算金	249,316	△415	248,901
	2 繰出金	32,324	1,100	33,424
歳	出 合 計	20,868,085	182,054	21,050,139

那 覇 市 告 示 第 50 号

平成 25 年 4 月 15 日

平成 25 年 (2013 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市一般会計予算

平成 25 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,088,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、27,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費 (賃金に係る共済費を除く。) に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 市税		40,670,763
	1 市民税	16,358,175
	2 固定資産税	19,878,236
	3 軽自動車税	513,007
	4 市たばこ税	3,084,085
	5 特別土地保有税	3

	6 入湯税	13, 785
	7 事業所税	823, 472
2 地方譲与税		661, 194
	1 自動車重量譲与税	338, 446
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	18, 747
	4 航空機燃料譲与税	158, 054
	5 地方揮発油譲与税	145, 946
3 利子割交付金		200, 247
	1 利子割交付金	200, 247
4 配当割交付金		33, 740
	1 配当割交付金	33, 740
5 株式等譲渡所得割交付金		11, 299
	1 株式等譲渡所得割交付金	11, 299
6 地方消費税交付金		2, 863, 831
	1 地方消費税交付金	2, 863, 831
7 自動車取得税交付金		89, 630
	1 自動車取得税交付金	89, 630
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		293, 801
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	293, 801
9 地方特例交付金		68, 473
	1 地方特例交付金	68, 473
10 地方交付税		15, 413, 203
	1 地方交付税	15, 413, 203
11 交通安全対策特別交付金		52, 000
	1 交通安全対策特別交付金	52, 000
12 分担金及び負担金		1, 858, 127
	1 分担金	1
	2 負担金	1, 858, 126
13 使用料及び手数料		2, 868, 522
	1 使用料	2, 251, 025
	2 手数料	617, 497
14 国庫支出金		31, 047, 721
	1 国庫負担金	26, 058, 713
	2 国庫補助金	4, 883, 790
	3 委託金	105, 218
15 県支出金		14, 485, 159
	1 県負担金	4, 172, 164
	2 県補助金	9, 818, 833
	3 委託金	494, 162
16 財産収入		827, 664
	1 財産運用収入	314, 093
	2 財産売払収入	513, 571

17 寄附金		1
	1 寄附金	1
18 繰入金		3,425,276
	1 特別会計繰入金	1,308
	2 基金繰入金	3,423,968
19 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
20 諸収入		2,497,831
	1 延滞金加算金及び過料	122,627
	2 市預金利子	2,263
	3 貸付金元利収入	384,685
	4 受託事業収入	72,219
	5 雑入	1,916,037
21 市債		10,219,518
	1 市債	10,219,518
歳 入 合 計		128,088,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 議会費		821,164
	1 議会費	821,164
2 総務費		10,711,091
	1 総務管理費	8,236,714
	2 徴税費	1,079,110
	3 戸籍住民基本台帳費	985,842
	4 選挙費	264,896
	5 統計調査費	42,125
	6 監査委員費	102,404
3 民生費		59,034,402
	1 社会福祉費	19,021,685
	2 児童福祉費	19,046,145
	3 生活保護費	20,966,571
	4 災害救助費	1
4 衛生費		9,048,753
	1 保健衛生費	5,035,681
	2 清掃費	4,013,072
5 労働費		513,434
	1 労働諸費	513,434
6 農林水産業費		165,016
	1 農業費	114,709
	2 林業費	120
	3 水産業費	50,187
7 商工費		1,660,250
	1 商工費	1,660,250

8 土木費		17,701,519
	1 土木管理費	413,852
	2 道路橋りょう費	1,593,149
	3 港湾費	1,449,347
	4 都市計画費	8,357,098
	5 住宅費	5,888,073
9 消防費		2,817,218
	1 消防費	2,817,218
10 教育費		11,468,169
	1 教育総務費	1,528,648
	2 小学校費	3,573,131
	3 中学校費	1,545,766
	4 幼稚園費	1,906,677
	5 社会教育費	1,281,557
	6 保健体育費	1,632,390
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		14,076,979
	1 公債費	14,076,979
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		128,088,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
新人事給与システム事業 (人事課)	平成 26 年度から 平成 30 年度まで	47,437
文書管理・庶務管理システム整備事業 (情報政策課)	平成 26 年度から 平成 30 年度まで	81,349
住基ネット機器更改事業 (情報政策課)	平成 25 年度から 平成 30 年度まで	36,107
納税催告センターシステム等賃借料 (納税課)	平成 26 年度から 平成 29 年度まで	18,640
銘苅庁舎 IT インキュベート施設指定管理料 (商工農水課)	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	67,104
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償 (商工農水課)	平成 26 年度から 平成 36 年度まで	保証融資額のうち、 沖縄県信用保証協会が金融機関に代

		位弁済した額から株式会社日本政策金融公庫等が補填する額を差し引いた額
家庭ごみ有料化事業 (環境政策課)	平成 26 年度	14,034
エコマール那覇リサイクル棟維持管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	74,551
那覇市公衆便所 (8 箇所) の清掃及び保守管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	7,535
汚水処理場・多目的広場維持管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	56,222
し尿等下水道放流施設維持管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	23,184
緊急通報システム事業業務委託契約 (シルバーハウジング) (ちゃーがんじゅう課)	平成 25 年度から平成 28 年度まで	3,402
緊急通報システム事業業務委託契約 (ちゃーがんじゅう課)	平成 25 年度から平成 28 年度まで	7,938
辻老人憩の家管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 25 年度から平成 30 年度まで	53,910
小禄老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 25 年度から平成 30 年度まで	53,440
識名老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 25 年度から平成 30 年度まで	60,510
末吉老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 25 年度から平成 30 年度まで	57,880
壺川老人福祉センター管理運営委託料 (ちゃーがんじゅう課)	平成 25 年度から平成 30 年度まで	61,520
「なは障がい者プラン」の策定事業 (障がい福祉課)	平成 26 年度	2,365
那覇市障がい者福祉センター管理運営委託料 (障がい福祉課)	平成 25 年度から平成 30 年度まで	207,700
与儀幼稚園園舎建設事業 (工事) (こども政策課)	平成 26 年度	267,696
大名幼稚園園舎建設事業 (工事) (こども政策課)	平成 26 年度	210,743
大名幼稚園園舎防音事業 (工事) (こども政策課)	平成 26 年度	9,770
大名幼稚園園舎防音事業 (監理) 業務委託 (こども政策課)	平成 26 年度	149
開南幼稚園園舎建設事業 (設計・監理) 業務委託 (こども政策課)	平成 25 年度から平成 26 年度まで	32,320
城西幼稚園園舎建設事業 (設計・監理) 業務委託 (こども政策課)	平成 25 年度から平成 27 年度まで	38,974

城西小区児童クラブ舎建築事業 (設計・監理) 業務委託 (こども政策課)	平成 25 年度から 平成 27 年度まで	8, 148
識名児童館管理運営委託料 (こども政策課)	平成 25 年度から 平成 30 年度まで	47, 435
小禄児童館管理運営委託料 (こども政策課)	平成 25 年度から 平成 30 年度まで	47, 335
久場川児童館管理運営委託料 (こども政策課)	平成 25 年度から 平成 30 年度まで	47, 917
壺屋児童館管理運営委託料 (こども政策課)	平成 25 年度から 平成 30 年度まで	53, 097
大名児童クラブ舎建築事業 (工事) (こども政策課)	平成 26 年度	31, 473
前島・久茂地小学校統合新校児童クラブ整備事業 (工事) (こども政策課)	平成 26 年度	29, 985
与儀児童クラブ舎建築事業 (設計・監理) 業務委託 (こども政策課)	平成 26 年度	2, 461
与儀児童クラブ舎建築事業 (工事) (こども政策課)	平成 26 年度	19, 207
那覇市母子生活支援センターさくら管理運営委託料 (子育て応援課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	11, 126
石嶺市営住宅第 4 - 2 期建替事業 (工事監理) (建設企画課)	平成 25 年度から 平成 27 年度まで	23, 349
石嶺市営住宅第 4 - 2 期建替事業 (工事請負費) (建設企画課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	1, 278, 584
繁多川・若狭公民館指定管理事業 (生涯学習課)	平成 25 年度から 平成 28 年度まで	122, 989
繁多川図書館業務委託事業 (生涯学習課)	平成 25 年度から 平成 28 年度まで	52, 413
城西小学校屋内運動場建設事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 25 年度から 平成 27 年度まで	47, 958
前島・久茂地小統合新校校舎増築及びプール改築等事業 (工事請負費) (施設課)	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	414, 775
大名小学校校舎防音併行事業 (施設課)	平成 26 年度	62, 448
大名小学校校舎建設事業 (工事請負費) (施設課)	平成 26 年度	1, 401, 611
寄宮中学校校舎建設事業 (工事請負費) (施設課)	平成 26 年度	223, 305
真和志中学校屋内運動場建設事業 (工事請負費) (施設課)	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	878, 001
神原中学校校舎建設事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 25 年度から 平成 27 年度まで	50, 703
安岡中学校校舎増築事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 25 年度から 平成 26 年度まで	33, 552
石嶺公民館・図書館冷房機器取替事業 (中央公民館)	平成 26 年度から 平成 32 年度まで	90, 991
学校給食調理業務委託事業 (小規模学校給食センター) (学校給食課)	平成 26 年度から 平成 30 年度まで	138, 044
大名小学校給食調理場改築事業 (工事請負費) (学校給食課)	平成 26 年度	181, 411

那覇市立森の家みんな管理運営委託料(青少年育成課)	平成 25 年度から 平成 30 年度まで	55,750
---------------------------	--------------------------	--------

第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 まちづくり拠点施設整備事業	96,300	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	年 5 % 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	償還期間は、据置期間 を含め 30 年以内とする。 償還方法 は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財 政の都合に より、据置期 間中であっ ても繰上償 還し、償還年 限を変更し、 又は借り換 えることが できる。
2 病院事業貸付金	290,000			
3 公営墓地整備等事業	11,800			
4 道路整備事業	207,000			
5 都市計画事業	555,400			
6 都市公園整備事業	789,300			
7 市営住宅建設事業	1,169,100			
8 港湾事業	152,400			
9 消防施設整備事業	14,300			
10 教育施設整備事業	1,176,200			
11 臨時財政対策債	4,505,310			
計	8,967,110			

那覇市告示第 51 号

平成 25 年 4 月 15 日

平成 25 年 (2013 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市土地
地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成25年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 25 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 571,319 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 3
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 壺川手数料	1
	3 小禄南手数料	1
2 財産収入		9
	1 壺川財産運用収入	1
	2 小禄南財産運用収入	1
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	5
	4 真嘉比古島第一地区財産運用収入	2
3 繰入金		52,844
	1 総務管理繰入金	313
	2 真嘉比古島第二繰入金	16,171
	3 基金繰入金	36,360
4 繰越金		8
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	3 壺川繰越金	1
	4 小禄南繰越金	2
	5 真嘉比古島第二繰越金	2

5 諸収入		4
	1 総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	3 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	4 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
6 保留地処分金		513,991
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	513,991
7 清算徴収金		4,460
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,150
	2 壺川清算徴収金	3,149
	3 小禄南清算徴収金	161
	歳 入 合 計	571,319

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 315
	1 総務管理費	315
2 土地区画整理事業費		564,547
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	1
	2 壺川土地区画整理費	542
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	563,971
	4 小禄南土地区画整理費	33
3 清算費		3,132
	1 真嘉比古島第一地区清算費	1,152
	2 壺川清算費	1
	3 小禄南清算費	1
	4 真嘉比古島第二土地区清算費	1,978
4 基金積立金		3,325
	1 壺川基金積立金	3,152
	2 小禄南基金積立金	164
	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	3
	4 真嘉比古島第二基金積立金	6
	歳 出 合 計	571,319

那 覇 市 告 示 第 52 号

平成 25 年 4 月 15 日

平成 25 年 (2013 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 25 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43,370,585 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 6,324,122
	1 国民健康保険税	6,324,122
2 使用料及び手数料		8,650
	1 手数料	8,650
3 国庫支出金		14,903,828
	1 国庫負担金	9,339,793
	2 国庫補助金	5,564,035
4 療養給付費等交付金		2,224,731
	1 療養給付費等交付金	2,224,731
5 前期高齢者交付金		2,934,239
	1 前期高齢者交付金	2,934,239

6 県支出金		2,756,980
	1 県補助金	2,280,044
	2 県負担金	476,936
7 共同事業交付金		7,592,866
	1 共同事業交付金	7,592,866
8 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
9 繰入金		3,828,739
	1 他会計繰入金	3,828,738
	2 基金繰入金	1
10 諸収入		2,796,428
	1 延滞金加算金及び過料	3,366
	2 預金利子	1
	3 雑入	2,793,061
歳 入 合 計		43,370,585

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 674,361
	1 総務管理費	487,667
	2 徴税費	112,549
	3 運営協議会費	636
	4 収納率向上特別対策事業費	39,324
	5 医療費適正化特別対策事業費	34,185
2 保険給付費		26,703,543
	1 療養諸費	22,850,742
	2 高額療養費	3,501,218
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	341,631
	5 葬祭諸費	9,950
3 後期高齢者支援金等		5,364,138
	1 後期高齢者支援金等	5,364,138
4 前期高齢者納付金等		3,326
	1 前期高齢者納付金等	3,326
5 老人保健拠出金		219
	1 老人保健拠出金	219
6 介護納付金		2,486,661
	1 介護納付金	2,486,661
7 共同事業拠出金		7,291,536
	1 共同事業拠出金	7,291,536
8 保健事業費		283,376

	1 特定健康診査等事業費	254,769
	2 保健事業費	28,607
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		51,309
	1 償還金及び還付加算金	48,307
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	3,000
11 予備費		512,115
	1 予備費	512,115
歳 出 合 計		43,370,585

那覇市告示第 53 号

平成 25 年 4 月 15 日

平成25年(2013年)2月那覇市議会定例会で議決された平成25年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成25年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成25年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,222,109 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 3,884,498
	1 介護保険料	3,884,498
2 使用料及び手数料		1,016
	1 手数料	1,016
3 国庫支出金		5,265,858
	1 国庫負担金	3,716,334
	2 国庫補助金	1,549,524
4 支払基金交付金		5,906,086
	1 支払基金交付金	5,906,086
5 県支出金		2,926,558
	1 県負担金	2,852,089
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	74,468
6 財産収入		187
	1 財産運用収入	187
7 繰入金		3,231,094
	1 他会計繰入金	3,164,252
	2 基金繰入金	66,842
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		6,810
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	6,808
10 市債		1
	1 市債	1
歳 入 合 計		21,222,109

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 564,915
	1 総務管理費	294,138
	2 徴収費	26,206
	3 介護認定審査会費	244,571
2 保険給付費		20,210,532
	1 介護サービス等諸費	18,810,784
	2 介護予防サービス等諸費	1,374,517
	3 その他諸費	25,231
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		406
	1 基金積立金	406

5 地域支援事業費		434,194
	1 介護予防事業費	155,293
	2 包括的支援事業・任意事業費	278,901
6 諸支出金		12,061
	1 償還金及び還付加算金	12,060
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		21,222,109

那 覇 市 告 示 第 5 4 号

平成 25 年 4 月 15 日

平成25年(2013年)2月那覇市議会定例会で議決された平成25年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成25年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,815,884千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,238,953
	1 後期高齢者医療保険料	2,238,953
2 使用料及び手数料		471
	1 手数料	471
3 繰入金		568,303
	1 一般会計繰入金	568,303
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,156
	1 延滞金加算金及び過料	51
	2 償還金及び還付加算金	8,051

	3 預金利子	1
	4 雑入	53
歳 入 合 計		2,815,884

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 30,248
	1 総務管理費	19,694
	2 徴収費	10,554
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,777,585
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,777,585
3 諸支出金		8,051
	1 償還金及び還付加算金	8,050
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		2,815,884

那 覇 市 告 示 第 55 号

平成 25 年 4 月 15 日

平成 25 年 (2013 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 25 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

平成 25 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 269,891 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		269,891
	1 貸付金元利収入	269,891
歳 入 合 計		269,891

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		269,891
	1 公債費	269,891
歳 出 合 計		269,891

公 告

那覇市公告第 397 号

平成 25 年 3 月 29 日

掲 示 済

マンション建替組合設立の認可申請に伴う当該事業計画の縦覧及び意見書の提出について

マンション建替えの円滑化等に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく認可申請に伴い、同法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同法第 11 条第 2 項の規定により、当該マンション又はその敷地について権利を有する者は、当該事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過す日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 建て替えるマンション名
名 称：丸竹ファミリーマンション
所在地：沖縄県那覇市字小禄 1481 番地 1
- 2 敷地の区域
沖縄県那覇市字小禄泉原 1481 番 1
- 3 設立しようとする組合名称
丸竹ファミリーマンション建替組合
- 4 縦覧場所
那覇市 建設管理部 建設企画課 (本庁舎 8 階)
- 5 縦覧期間
平成 25 年 3 月 29 日から平成 25 年 4 月 12 日まで。ただし、那覇市の休日を定める条例 (平成 3 年条例第 33 号) に定める休日を除く。
- 6 縦覧時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。
- 7 意見書を提出できる者
当該マンション又はその敷地について権利を有する者
- 8 意見書の提出期限
平成 25 年 4 月 26 日 (消印有効) までに、〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (本庁舎 8 階) 那覇市役所建設管理部建設企画課へ郵送又は窓口まで持参

那 覇 市 公 告 第 4 号
平成 25 年 4 月 3 日
掲 示 済

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名	制限付一般競争入札について
業務名	平成 25 年度エコマール那覇施設昇降機保守点検業務委託
業務内容	エコマール那覇プラザ棟及びリサイクル棟に設置されている昇降機の保守点検業務 ※別紙昇降機保守点検業務委託仕様書を参照(那覇市ホームページ掲載)
要件	(1) 建築基準法で定める国家資格「昇降機検査資格者」1名以上 (2) 県内に本社若しくは営業所等がある業者であること。 (3) 各メーカーの昇降機の保守点検ができること。 ※上記の要件を満たしていない場合は無効となります。
履行期間	平成 2 5 年 5 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日
入札日	平成 2 5 年 4 月 2 2 日 (月曜日) 1 0 : 0 0
入札会場	沖縄県島尻郡南風原町字新川 6 5 0 番地 2 階 那覇市環境部クリーン推進課内会議室
契約担当課	環境部 クリーン推進課 環境施設G 担当:久場島 電話 889-3567
備考	詳細については契約担当課までお問い合わせください。

議 会 規 則

那覇市議会規則第 2 号
平成 25 年 3 月 26 日
公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 永 山 盛 廣

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(起立による表決)</p> <p>第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p>	<p>(起立等による表決)</p> <p>第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>3 <u>第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。</u></p> <p>4 <u>電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u></p>
<p>(簡易表決)</p> <p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p>	<p>(簡易表決)</p> <p>第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。</p>
<p>(起立による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名</p>	<p>(起立等による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委</p>

<p>又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p>	<p>員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。</p> <p>3 <u>第1項及び第137条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。</u></p> <p>4 <u>電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u></p> <p>(簡易表決)</p> <p>第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>起立又は挙手</u>の方法で表決をとらなければならない。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 号

平成 25 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局自家用電気工作物保安規程(平成 17 年那覇市上下水道局規程第 15 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規程の改廃等)</p> <p>第3条 この規程の改廃及び第29条に規定する細則の制定改廃に当たっては、保安業務受託者(以下「<u>受託者</u>」という。)の意見を聴いて立案しなければならない。 (主任技術者の業務の委託)</p> <p>第5条 事業場における電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する業務で法令上主任技術者が行うべきものは、<u>受託者</u>に委託する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(連絡責任者及び巡視者)</p> <p>第6条 管理者は、保安業務に関する事項を<u>受託者</u>に連絡するため、連絡責任者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 連絡責任者及び巡視者を選任したとき又は変更したときは、速やかに<u>受託者</u>に通知するものとする。 (立会い)</p> <p>第7条 連絡責任者又は巡視者は、<u>受託者</u>の行う保安管理業務に立ち会わなければならない。 (管理者の義務)</p> <p>第8条 管理者は、電気工作物の保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、<u>受託者</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 管理者は、<u>受託者</u>の意見を尊重しなければならない。</p> <p>3 管理者は、法令に基づき所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に係る場合は、<u>受託者</u>の意見を聴いてこれを立案し、決定しなければならない。</p>	<p>(規程の改廃等)</p> <p>第3条 この規程の改廃及び第29条に規定する細則の制定改廃に当たっては、保安業務受注者(以下「<u>受注者</u>」という。)の意見を聴いて立案しなければならない。 (主任技術者の業務の委託)</p> <p>第5条 事業場における電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する業務で法令上主任技術者が行うべきものは、<u>受注者</u>に委託する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(連絡責任者及び巡視者)</p> <p>第6条 管理者は、保安業務に関する事項を<u>受注者</u>に連絡するため、連絡責任者を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 連絡責任者及び巡視者を選任したとき又は変更したときは、速やかに<u>受注者</u>に通知するものとする。 (立会い)</p> <p>第7条 連絡責任者又は巡視者は、<u>受注者</u>の行う保安管理業務に立ち会わなければならない。 (管理者の義務)</p> <p>第8条 管理者は、電気工作物の保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、<u>受注者</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 管理者は、<u>受注者</u>の意見を尊重しなければならない。</p> <p>3 管理者は、法令に基づき所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に係る場合は、<u>受注者</u>の意見を聴いてこれを立案し、決定しなければならない。</p>

<p>4 管理者は、所管官庁が法令に基づき行う検査に<u>受託者</u>を立ち合わせなければならない。</p> <p>(保安業務受託者の執務等)</p> <p>第9条 事業場における<u>受託者</u>の執務は、月に1回以上とする。ただし、必要があると認める場合は、その都度執務するものとする。</p> <p>2 <u>受託者</u>の勤務する場所及び連絡方法は、管理室その他見やすい箇所に掲示しておかなければならない。</p> <p>(従業者の義務)</p> <p>第10条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、<u>受託者</u>がその保安のためにする指示に従わなければならない。</p> <p>(保安教育)</p> <p>第12条 管理者は、<u>受託者</u>の協力を得て、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物に関する必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。</p> <p>(保安に関する訓練)</p> <p>第13条 管理者は、必要に応じ<u>受託者</u>の協力を得て、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気事故その他災害が発生した時の措置について、指導訓練を行わなければならない。</p> <p>(工事計画)</p> <p>第14条 管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するに当たっては、<u>受託者</u>の意見を求めるものとする。</p> <p>(電気工作物の工事)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項の工事实施に当たっては、必要に応じ作業責任者を選任し、<u>受託者</u>の監督の下に作業につかせるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 電気工作物に関する工事が終了した場合は、<u>受託者</u>においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き渡し</p>	<p>4 管理者は、所管官庁が法令に基づき行う検査に<u>受注者</u>を立ち合わせなければならない。</p> <p>(保安業務受託者の執務等)</p> <p>第9条 事業場における<u>受注者</u>の執務は、月に1回以上とする。ただし、必要があると認める場合は、その都度執務するものとする。</p> <p>2 <u>受注者</u>の勤務する場所及び連絡方法は、管理室その他見やすい箇所に掲示しておかなければならない。</p> <p>(従業者の義務)</p> <p>第10条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、<u>受注者</u>がその保安のためにする指示に従わなければならない。</p> <p>(保安教育)</p> <p>第12条 管理者は、<u>受注者</u>の協力を得て、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物に関する必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。</p> <p>(保安に関する訓練)</p> <p>第13条 管理者は、必要に応じ<u>受注者</u>の協力を得て、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気事故その他災害が発生した時の措置について、指導訓練を行わなければならない。</p> <p>(工事計画)</p> <p>第14条 管理者は、電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するに当たっては、<u>受注者</u>の意見を求めるものとする。</p> <p>(電気工作物の工事)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 前項の工事实施に当たっては、必要に応じ作業責任者を選任し、<u>受注者</u>の監督の下に作業につかせるものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 電気工作物に関する工事が終了した場合は、<u>受注者</u>においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き渡し</p>
---	---

<p>を受けるものとする。 (巡視、点検、測定) 第16条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定のうち<u>受託者</u>が実施する範囲は、協議して定めるものとする。 2 管理者は、<u>受託者</u>が行う巡視等に関し、必要な協力を行わなければならない。 第17条 管理者は、点検又は測定の結果法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、<u>受託者</u>の指導、助言を得て電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じなければならない。 (事故の再発防止) 第18条 管理者は、事故その他の異常が発生した場合には、<u>受託者</u>の指導、助言を得て必要に応じ精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止のための措置をとらなければならない。 (運転又は操作) 第19条 電気工作物の運転又は操作の基準は、次に掲げる事項について、別に細則で定めるものとする。 (1) [略] (2) 沖縄電力株式会社(那覇支店及び糸満営業所)との連絡事項 (3) [略] (災害時の指揮監督等) 第21条 管理者は、<u>受託者</u>の協力を得て災害発生時における電気工作物の保安を確保するための指揮監督を行う。 2 [略] (記録) 第22条 管理者又は<u>受託者</u>は、次に掲げる簿冊を備え、電気工作物の工事、維持又は運用に係る所定の事項を記録し、これを保存しなければならない。 (1)～(4) [略] 2 [略]</p>	<p>を受けるものとする。 (巡視、点検、測定) 第16条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定のうち<u>受注者</u>が実施する範囲は、協議して定めるものとする。 2 管理者は、<u>受注者</u>が行う巡視等に関し、必要な協力を行わなければならない。 第17条 管理者は、点検又は測定の結果法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときは、<u>受注者</u>の指導、助言を得て電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じなければならない。 (事故の再発防止) 第18条 管理者は、事故その他の異常が発生した場合には、<u>受注者</u>の指導、助言を得て必要に応じ精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止のための措置をとらなければならない。 (運転又は操作) 第19条 [略] (1) [略] (2) 沖縄電力株式会社(那覇支店、<u>浦添支店</u>及び糸満営業所)との連絡事項 (3) [略] (災害時の指揮監督等) 第21条 管理者は、<u>受注者</u>の協力を得て災害発生時における電気工作物の保安を確保するための指揮監督を行う。 2 [略] (記録) 第22条 管理者又は<u>受注者</u>は、次に掲げる簿冊を備え、電気工作物の工事、維持又は運用に係る所定の事項を記録し、これを保存しなければならない。 (1)～(4) [略] 2 [略]</p>
--	--

<p>(需要設備)</p> <p>第24条 需要設備の構内は、別図第1から別図第8までのとおりとする。</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別図第1 別記]</p> <p>[別図第2 別記]</p> <p>[別図第3 別記]</p> <p>[別図第4 別記]</p> <p>[別図第5 別記]</p> <p>[別図第6 別記]</p>	<p>(需要設備)</p> <p>第24条 需要設備の構内は、別図第1から別図第7までのとおりとする。</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p> <p>[別図第1 別記]</p> <p>[別図第2 別記]</p> <p>[別図第3 別記]</p> <p>[別図第4 別記]</p> <p>[別図第5 別記]</p> <p>[別図第6 別記]</p> <p>[別図第7 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分を改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分に加える。</p> <p>3 改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の図(以下「改正後図」という。)がある場合には、当該改正図を当該改正後図に改める。</p> <p>4 改正後図の表示に対応する改正前の欄中に当該図の表示がない場合には、当該改正後図に改める。</p>	

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]

別表第 1

組織図及び保安業務の分担



[改正後 別記]

別表第 1(第 4 条関係)

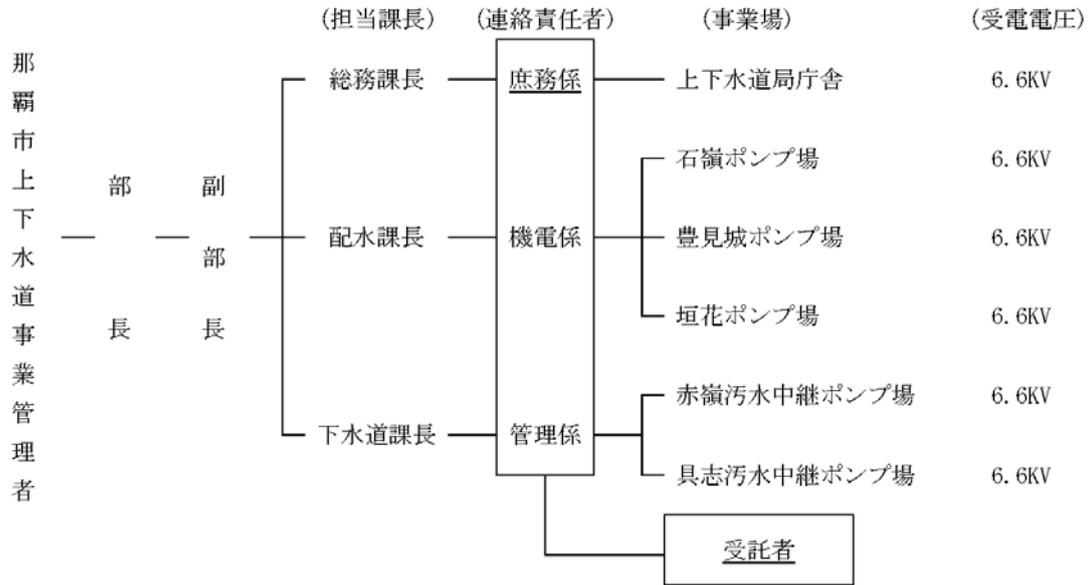
組織図及び保安業務の分担



[改正前 別記]

別表第 2

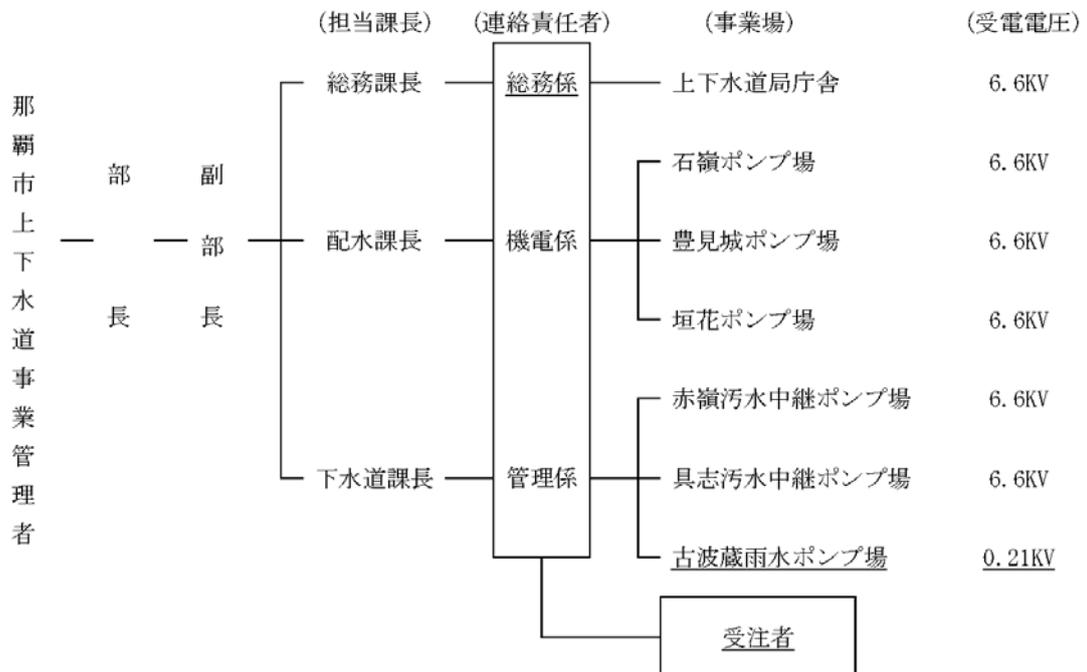
指揮命令系統及び連絡系統



[改正後 別記]

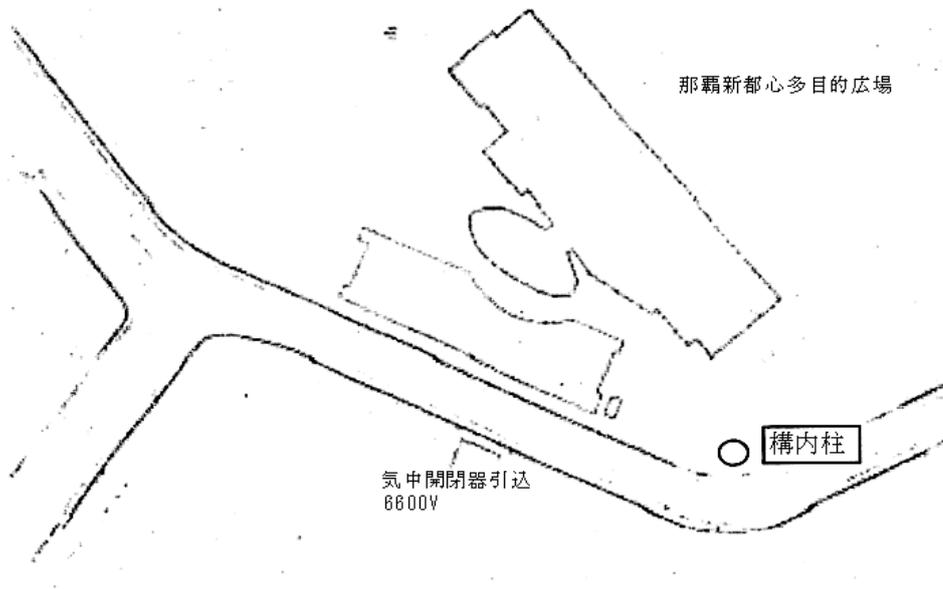
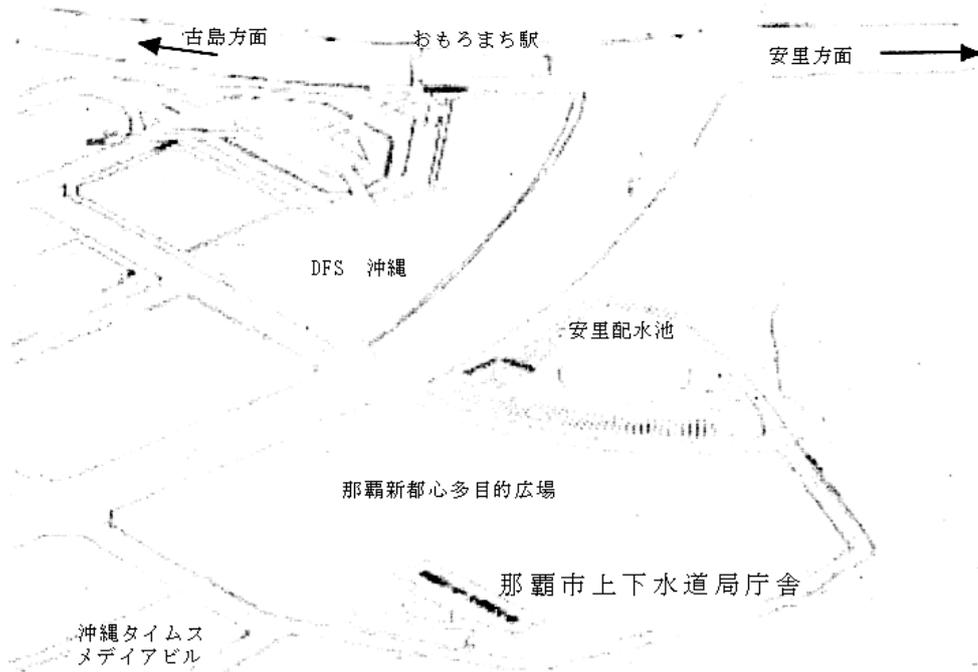
別表第 2(第 4 条関係)

指揮命令系統及び連絡系統



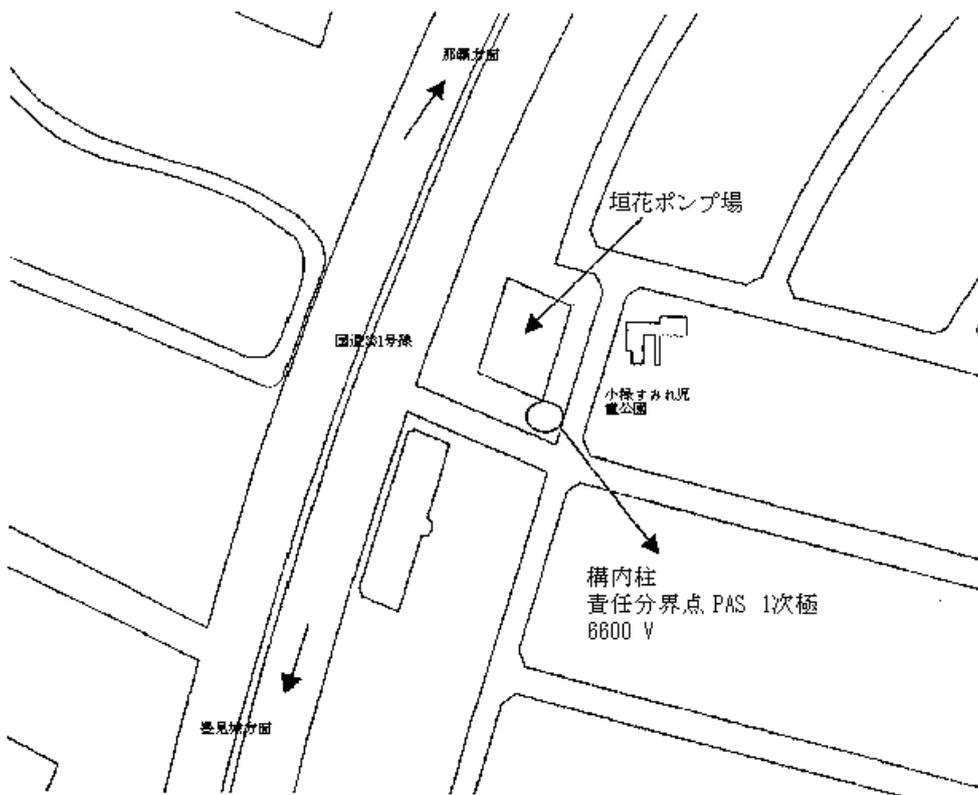
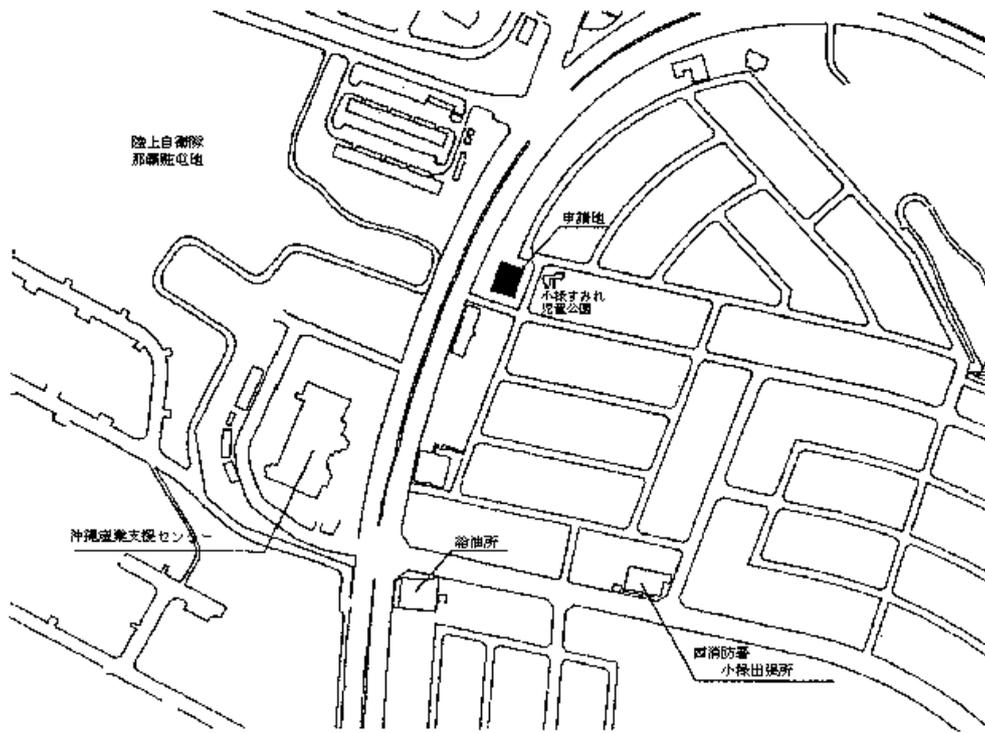
[改正前 別記]

別図 1



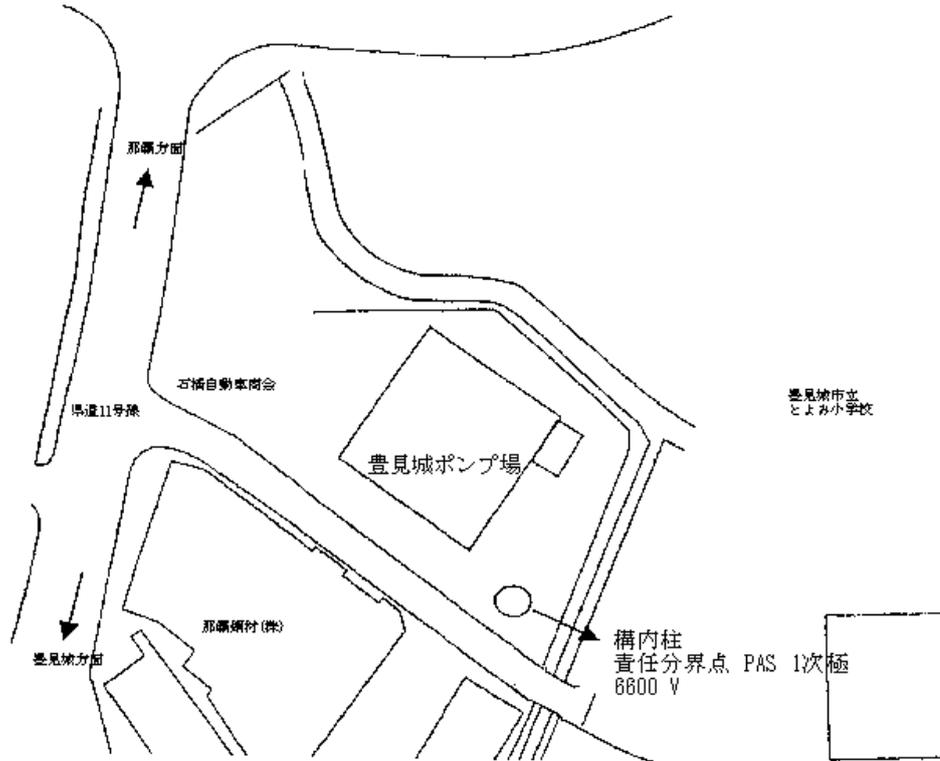
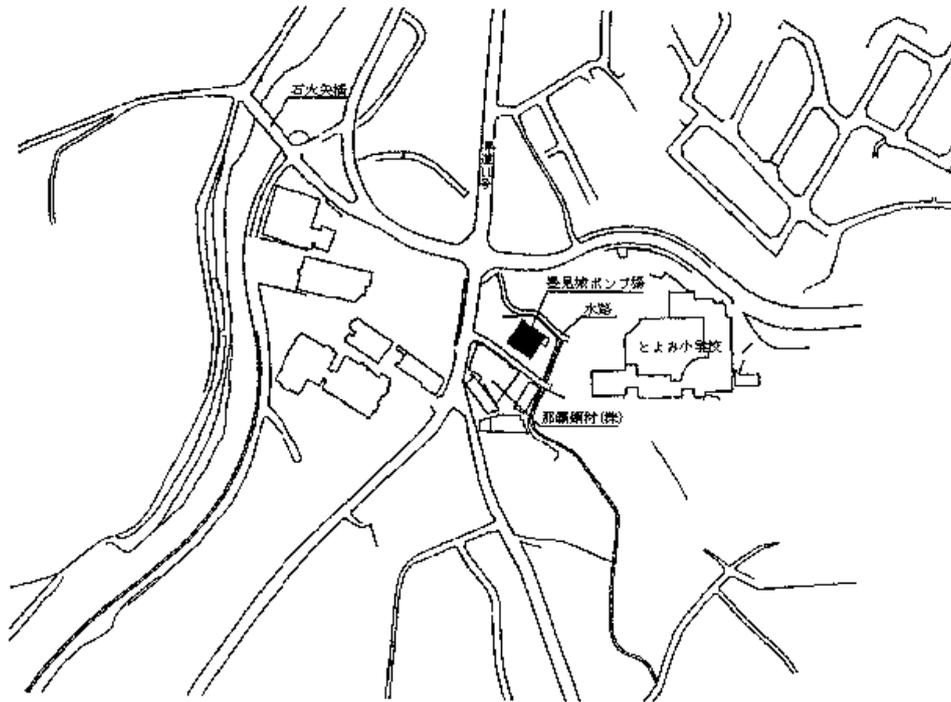
[改正前 別記]

別図 2



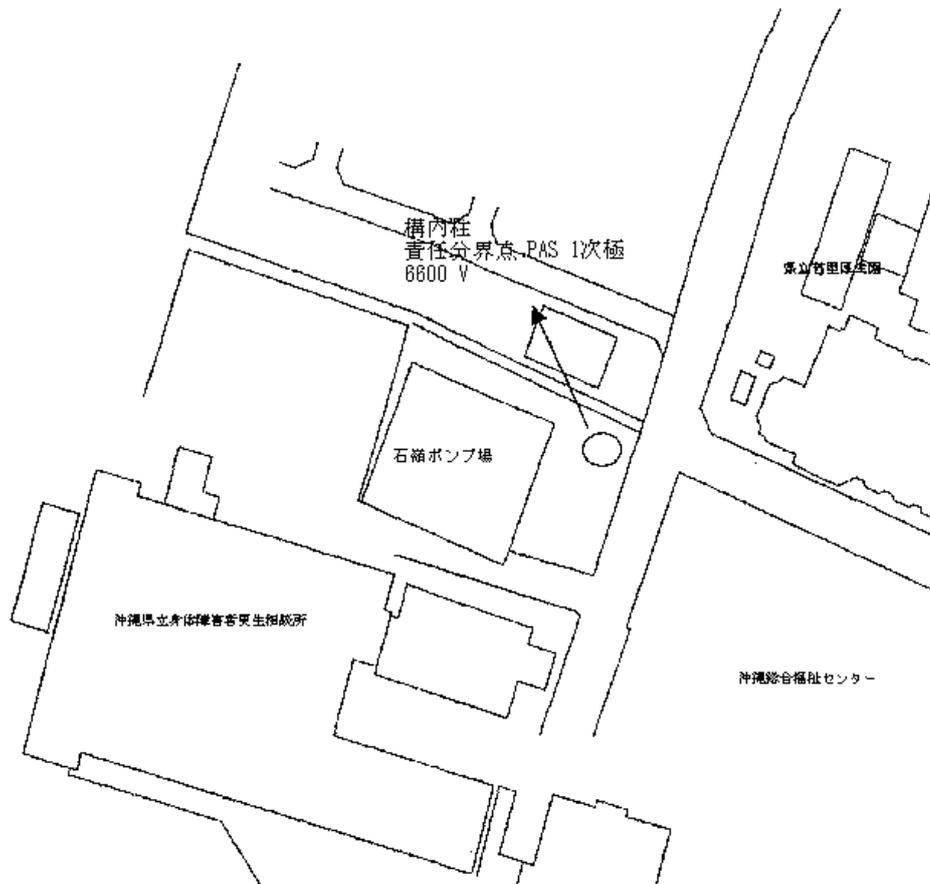
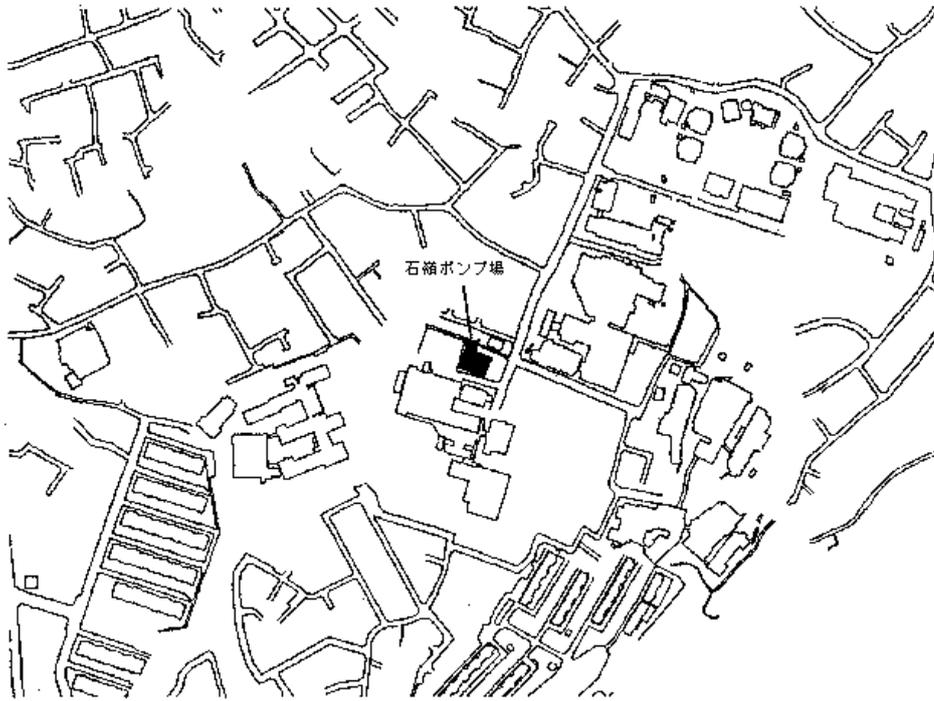
[改正前 別記]

別図 3



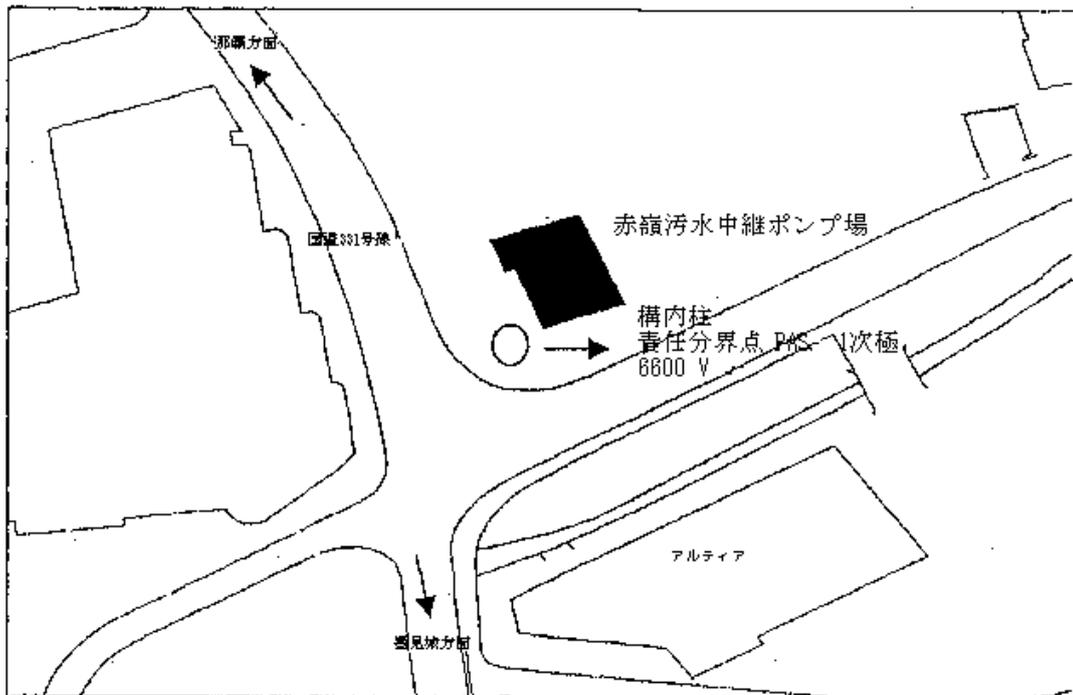
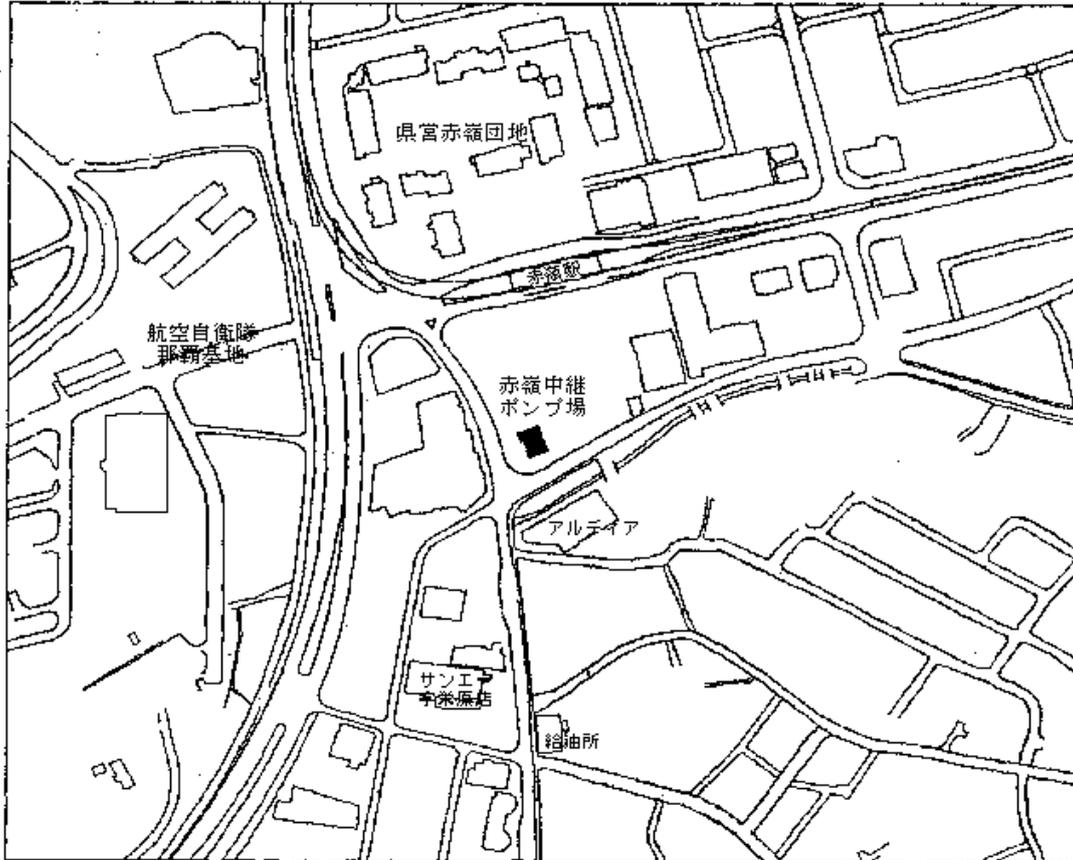
[改正前 別記]

別図 4



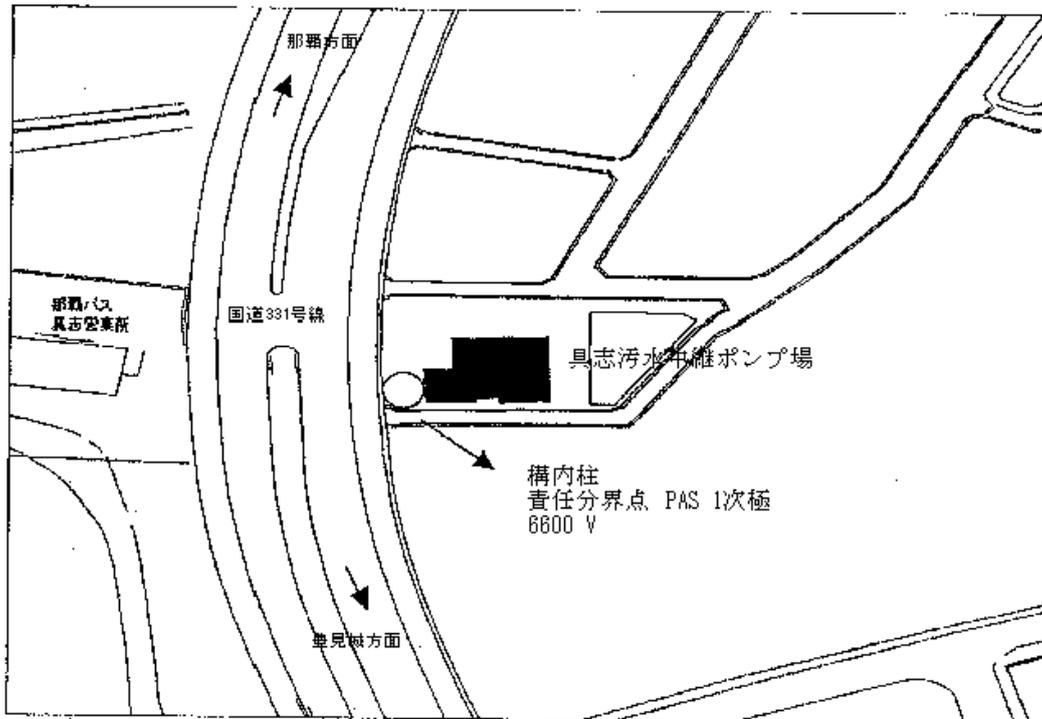
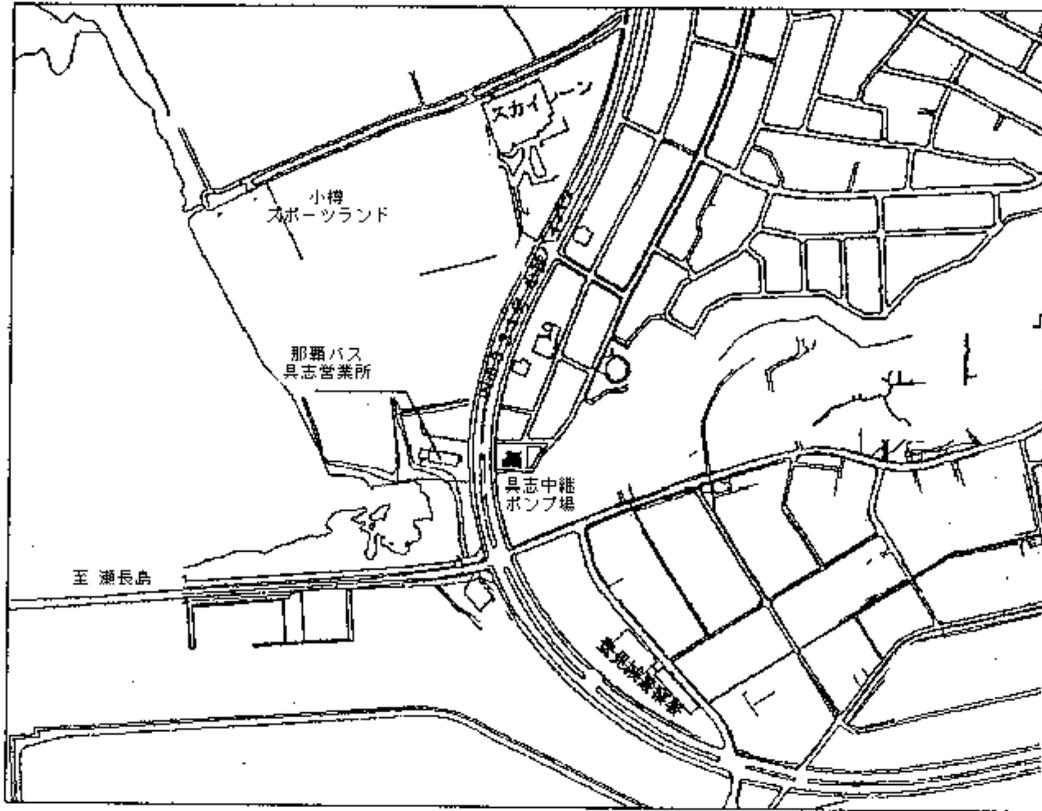
[改正前 別記]

別図 5



[改正前 別記]

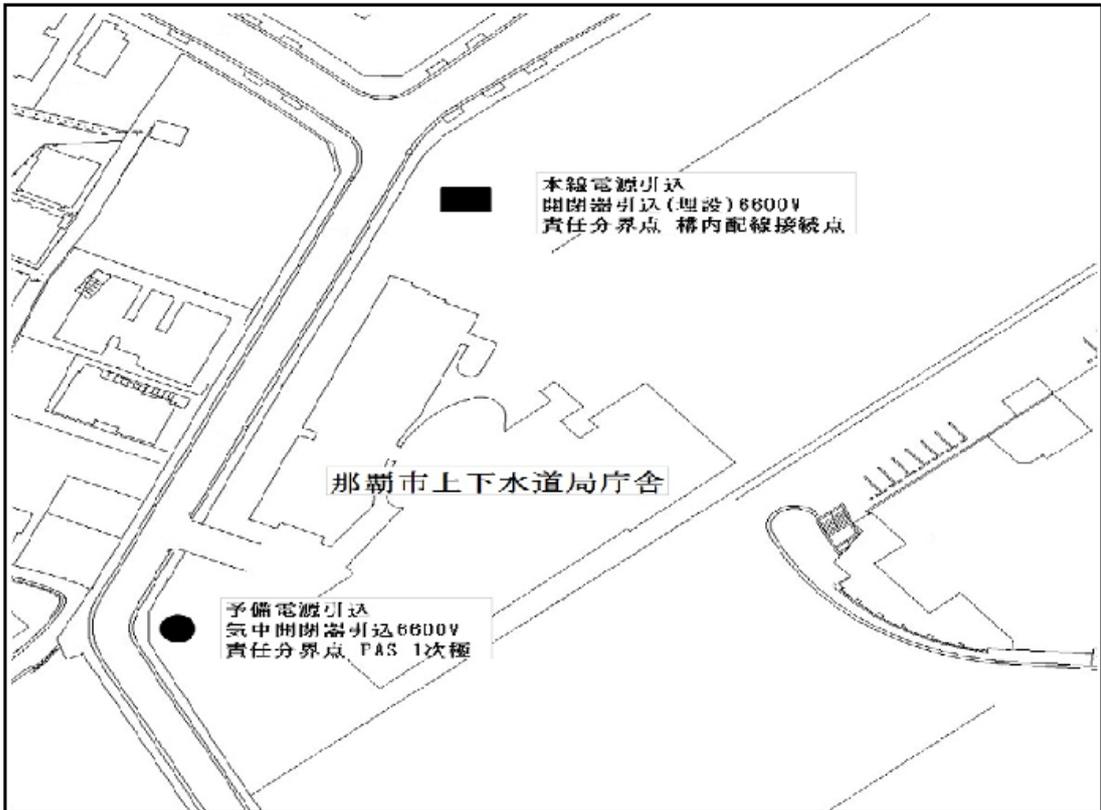
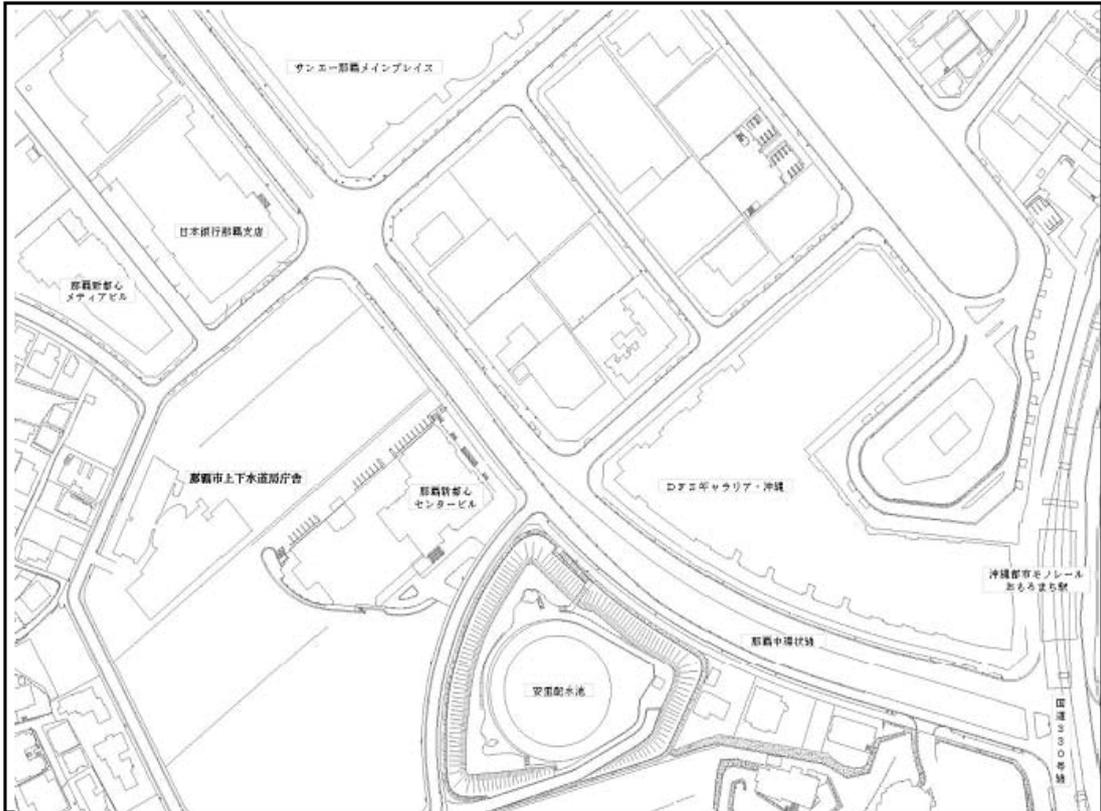
別図 6



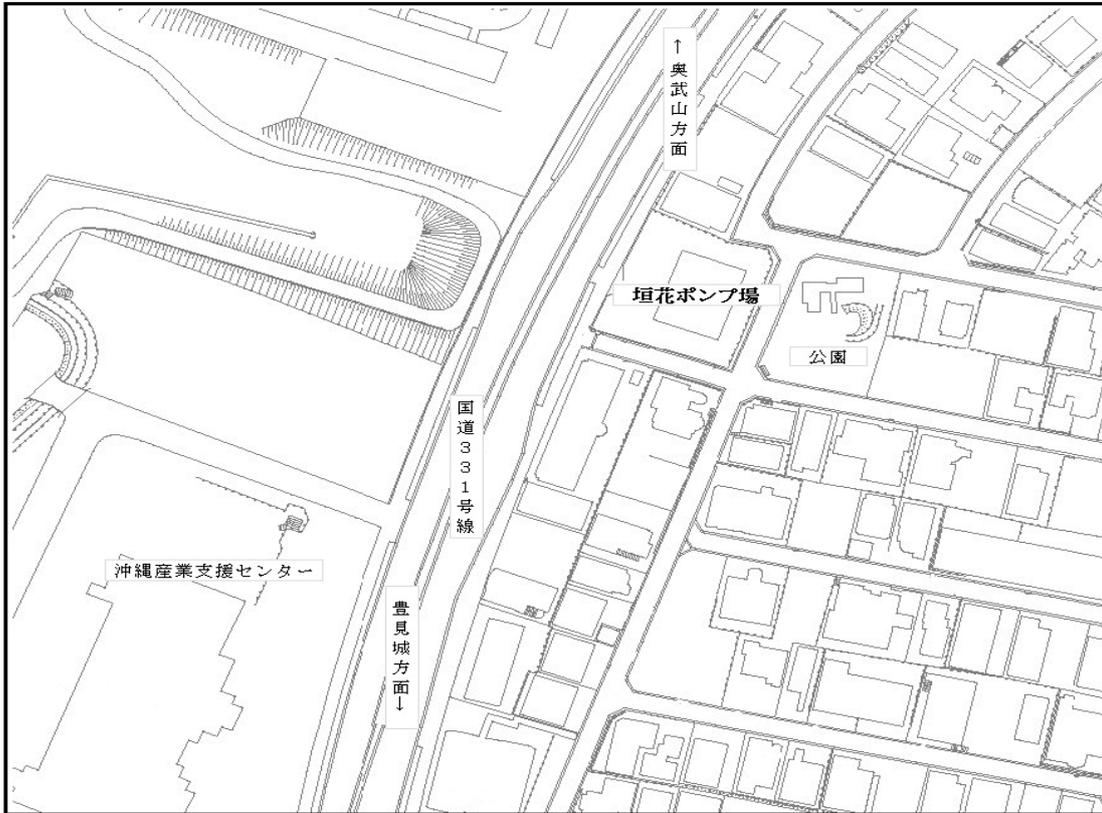
[改正後 別記]

別図第1(第24条関係)

那覇市上下水道局庁舎(那覇市おもろまち1丁目1番1号及び2号)



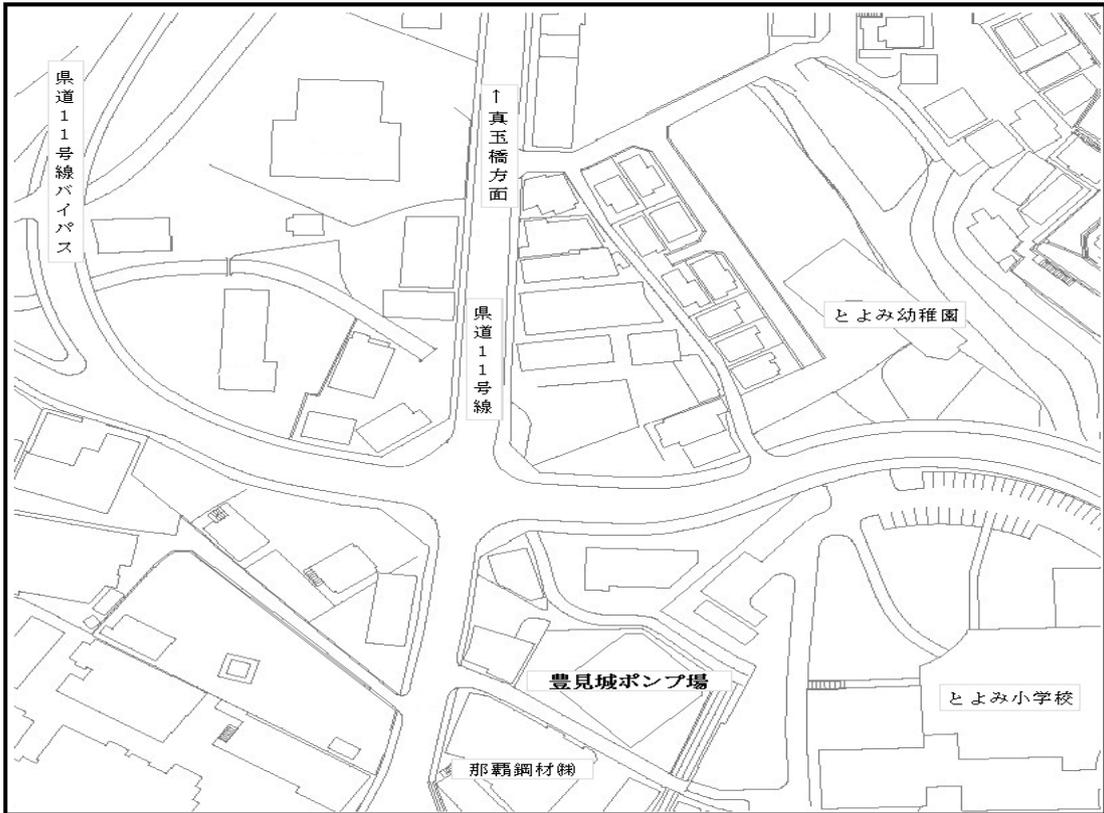
[改正後 別記]
別図第2(第24条関係)
垣花ポンプ場(那覇市金城1丁目14番1号)



[改正後 別記]

別図第3(第24条関係)

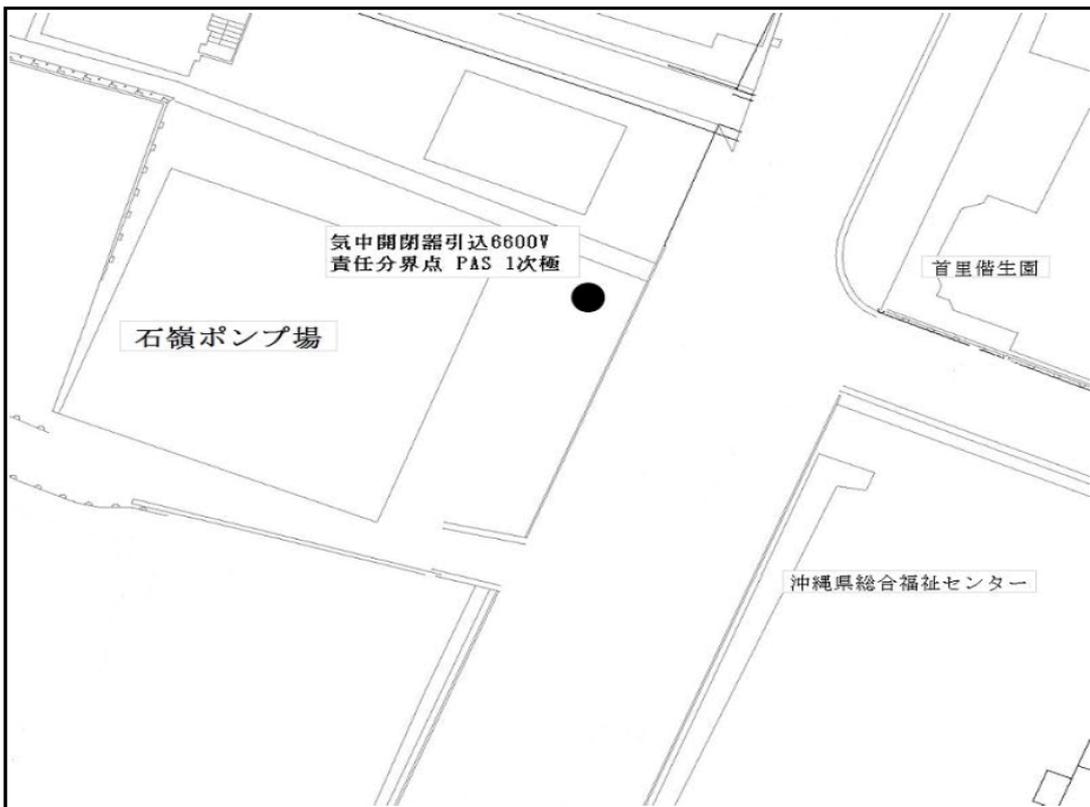
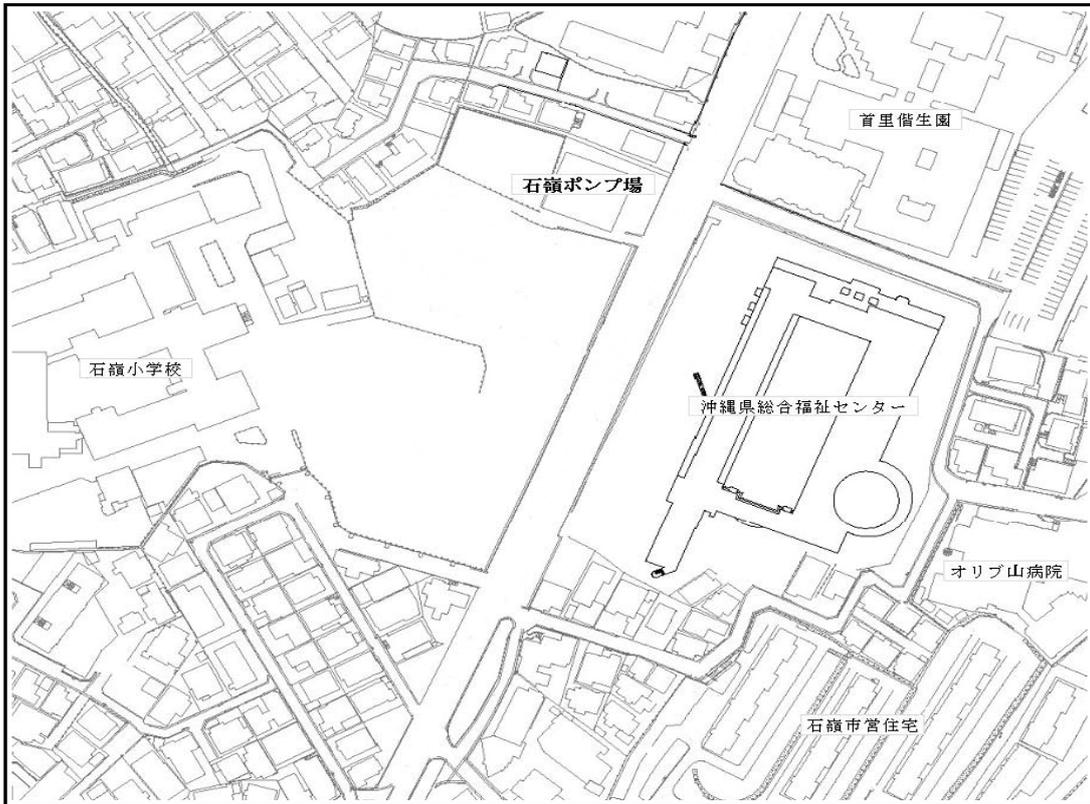
豊見城ポンプ場(豊見城市字高安1153番地)



[改正後 別記]

別図第4(第24条関係)

石嶺ポンプ場(那覇市首里石嶺町4丁目373番地)



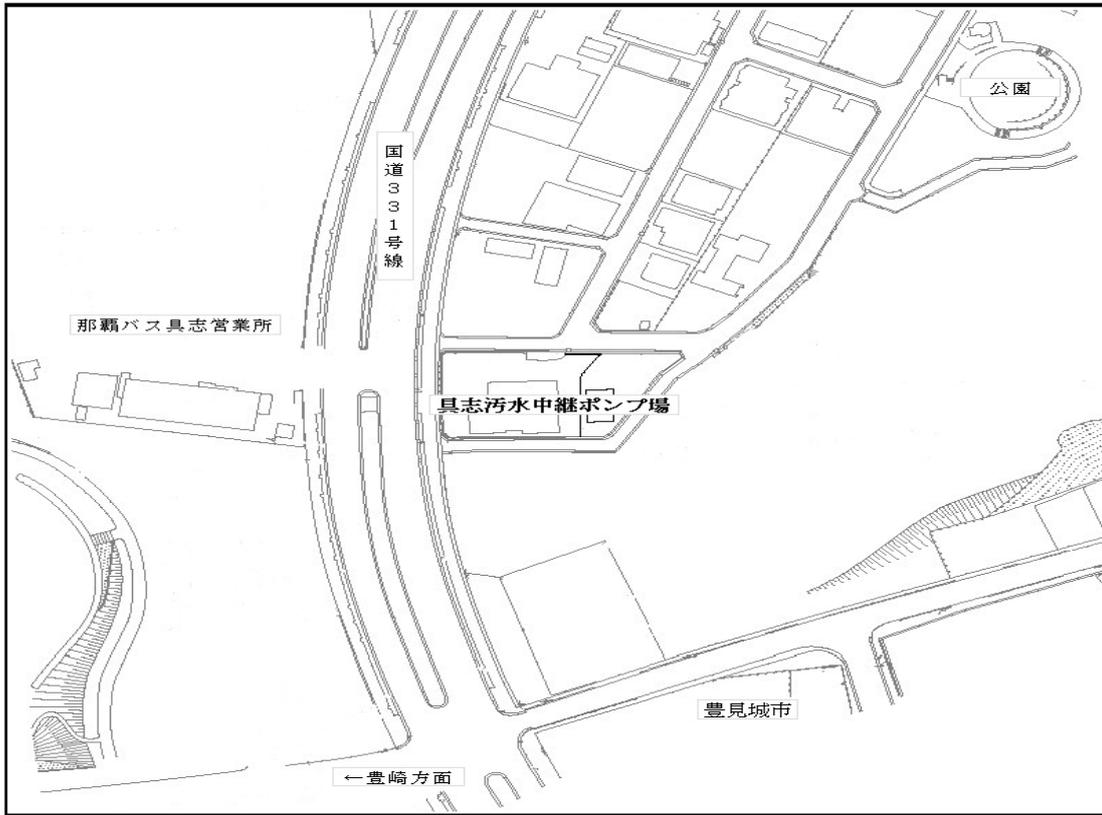
[改正後 別記]
別図第5(第24条関係)
赤嶺汚水中継ポンプ場(那覇市赤嶺2丁目3番1号)



[改正後 別記]

別図第6(第24条関係)

具志汚水中継ポンプ場(那覇市具志3丁目40番13号)



[改正後 別記]

別図第7(第24条関係)

古波蔵雨水ポンプ場(那覇市古波蔵4丁目9番2号)



那覇市上下水道局規程第 2 号

平成 25 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局行政財産使用料規程(平成11年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(駐車使用の額)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、車両を駐車させる場合の使用料の額は、次表に定めるとおりとする。</p> <p>[表 略]</p>	<p>(駐車使用の額)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、車両を駐車させる場合の使用料の額は、次表に定めるとおりとする。</p> <p>[表 略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、駐車券を紛失した場合の使用料の額は、5,000円と定める。ただし、管理者が認める場合においては、この限りでない。</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合は、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 3 号

平成 25 年 3 月 26 日

公 布 済

那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局文書取扱規程(平成17年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(文書作成の原則) 第4条 文書の作成に当たっては、常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)により、平易、簡潔かつ正確に表現するよう努めなければならない。	(文書作成の原則) 第4条 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)により、平易、簡潔かつ正確に表現するよう努めなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 5 号

平 成 2 5 年 3 月 2 9 日

公 布 済

那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例施行規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例(平成 25 年那覇市条例第 9 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レベル1地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- (2) レベル2地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。
- (3) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。

ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

イ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

- (4) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのない排水施設)

第3条 条例第2条第3号に規定する規程で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項 に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が二度以下であること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法(平成20年国土交通省告示第334号)により検定した場合における検出値によるものとする。

(耐震性能)

第4条 重要な排水施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。

- (2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講じる措置)

第5条 条例第2条第5号に規定する規程で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第3号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置。

- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(排水管内径及び排水渠^{きよ}の断面積を定める数値)

第 6 条 条例第 2 条第 6 号に規定する規程で定める数値は、排水管の内径については 100 ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、30 ミリメートル)とし、排水渠^{きよ}の断面積の数値は 5,000 平方ミリメートル とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 6 号

平成 25 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程

(那覇市上下水道局分課規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第2条 局に次の部、課及び係を置く。</p> <p>上下水道部</p> <p> 総務課</p> <p> 総務係</p> <p> 職員係</p> <p> [略]</p> <p> 下水道課</p> <p> [略]</p> <p> <u>契約検査課</u></p> <p> <u>契約検査係</u></p> <p>(職制)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に担当副参事、副参事、主幹、主査又は技査、係に<u>主幹</u>、主査又は技査を置くことができる。</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p> 総務課</p> <p> (1)～(15) [略]</p> <p> (16) [略]</p> <p> (17) [略]</p> <p>企画経営課</p> <p> (1)～(16) [略]</p> <p> (17) 出納金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。</p> <p> (18)～(19) [略]</p> <p>[略]</p> <p>下水道課 [略]</p> <p><u>契約検査課</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p> 総務課</p> <p> [略]</p> <p> [略]</p> <p> <u>契約検査係</u></p> <p> [略]</p> <p> 下水道課</p> <p> [略]</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に参事、担当副参事、副参事、主幹、主査又は技査、係に<u>副参事</u>、<u>主幹</u>、主査又は技査を置くことができる。</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>上下水道部</p> <p> 総務課</p> <p> (1)～(15) [略]</p> <p> <u>(16) 工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達に係る契約に関すること。</u></p> <p> <u>(17) 工事及び修繕の検査に関すること。</u></p> <p> <u>(18) 貯蔵品等及び工事中資機材等の検収に関すること。</u></p> <p> (19) [略]</p> <p> (20) [略]</p> <p>企画経営課</p> <p> (1)～(16) [略]</p> <p> (17) 出納<u>取扱</u>金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。</p> <p> (18)～(19) [略]</p> <p>[略]</p> <p>下水道課 [略]</p>

<p>(1) <u>工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達に係る契約に関すること。</u></p> <p>(2) <u>工事及び修繕の検査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>貯蔵品等及び工事に用資機材等の検収に関すること。</u></p>	
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正部分を当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正後部分を該当改正後部分に改める。</p>	

(那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記] [別表第3 別記]	[別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	[略]	副部長	課長	係長以下	
2	[略]	副部長	課長	係長以下	
3 ~ 17	[略]	[略]	[略]	[略]	
18	[略]	[略]	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの	
19 ~ 21	[略]	[略]	[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

共通専決事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級

1	[略]	副部長級	課長級	係長級以下	
2	[略]	副部長級	課長級	係長級以下	
3 ～ 17	[略]	[略]	[略]	[略]	
18	[略]	[略]	契 約 が 副 部 長 級 専 決 の 物 品	契 約 が 課 長 級 専 決 の 物 品	
19 ～ 21	[略]	[略]	[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1 ～ 3	[略]	[略]	[略]	[略]	
4	[略]	副部長	課長	係長以下	
5	[略]	[略]			
6	[略]	副部長以下			
7 ～ 10	[略]	[略]		[略]	
11	[略]	副部長以下			
12 ～ 15	[略]	[略]		[略]	[略]
16	[略]	副部長	課長以下		
17 ～ 21	[略]	[略]	[略]	[略]	

企画経営課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1 ～	[略]				

3	
---	--

料金サービス課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～ 29	[略]				

管理課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～ 2	[略]				

配水課に課する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	[略]				

工務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	[略]				

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～ 3	[略]				

契約検査課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1	物品購入(印刷を含む。)の契約に関すること。	150 万円 以上 500 万円未満	50 万円 以上 150 万円未満	50 万円 未満	
2	工事用資材購入の契約に関すること。	600 万円 以 上 1,200 万 円未満	200 万円 以上 600 万円未満	200 万円 未満	
3	工事及び修繕の請負契約に関すること。	2,000 万 円 以 上 5,000 万 円未満	500 万円 以 上 2,000 万 円未満	500 万円 未満	

4	設計、調査、測量、図面作成及びその他の委託の契約に関すること。	500 万円以上 2,000 万円未満	200 万円以上 500 万円未満	200 万円未満	
5	工事及び修繕の検査に関すること。	○	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの	
6	物品の検収に関すること。			○	
7	工事用資材の検収に関すること。	○	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの	
8	予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。	契約が部長専決のもの	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの	

[改正後 別記]
 別表第3(第4条関係)
 個別専決事項
 総務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1 ~ 3	[略]	[略]	[略]	[略]	
4	[略]	副部長級	課長級	係長級以下	
5	[略]	[略]			
6	[略]	副部長級以下			
7 ~ 10	[略]	[略]		[略]	
11	[略]	副部長級以下			
12 ~ 15	[略]	[略]		[略]	[略]
16	[略]	副部長級	課長級以下		
17 ~ 21	[略]	[略]	[略]	[略]	

22	物品購入(印刷を含む。)の契約に関する <u>こと。</u>	150 万円以上 500 万円未満	50 万円以上 150 万円未満	50 万円未満	
23	工事用資材購入の契約に関する <u>こと。</u>	600 万円以上 1,200 万円未満	200 万円以上 600 万円未満	200 万円未満	
24	工事及び修繕の請負契約に関する <u>こと。</u>	2,000 万円以上 5,000 万円未満	500 万円以上 2,000 万円未満	500 万円未満	
25	設計、調査、測量、図面作成及びその他の委託の契約に関する <u>こと。</u>	500 万円以上 2,000 万円未満	200 万円以上 500 万円未満	200 万円未満	
26	工事及び修繕の検査に関する <u>こと。</u>	○	契約が副部長級専決のもの	契約が課長級専決のもの	
27	物品の検収に関する <u>こと。</u>			○	
28	工事用資材の検収に関する <u>こと。</u>	○	契約が副部長級専決のもの	契約が課長級専決のもの	
29	予定価格及び最低制限価格の設定に関する <u>こと。</u>	契約が部長級専決のもの	契約が副部長級専決のもの	契約が課長級専決のもの	

企画経営課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1 ~ 3	[略]				

料金サービス課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1 ~ 29	[略]				

管理課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1 ~	[略]				

2	
---	--

配水課に課する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1	[略]				

工務課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1	[略]				

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長級	副部長級	課長級	係長級
1 ～ 3	[略]				

(那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正)

第 3 条 那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968 年那覇市水道局規程第 3 号)の一
を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(企業出納員) 第4条 [略] 2 [略] 3 企業出納員の責任順位は、第1順位を課長職にある者、第2順位を係長職にある者とし、第2順位の企業出納員は、第1順位の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに別表の取扱事務の欄に掲げる事務をつかさどる。 (企業出納員への事務委任) 第5条 [略] 2 前項の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、それぞれ係長職にある企業出納員がその事務を行うものとする。</p> <p>(小切手による収納) 第28条 収入金は、次の条件を備えた小切手をもってすることができる。 (1) 支払地が那覇市であること。 (2) <u>那覇銀行協会の手形交換所の会員になっている金融機関を支払人とするもの</u> (3) <u>額面金額が納付額を超過しないもの</u> (4) <u>振出日から起算して10日以内の支払期日のもの</u> 2 前項に該当する小切手であっても、<u>会計企業出納員及び業務企業出納員が不適当と認めるときは、小切手による収納を制限し又は拒否することができる。</u> (口座振替の方法による支出)</p>	<p>(企業出納員) 第4条 [略] 2 [略] 3 企業出納員の責任順位は、第1順位を課長職にある者、第2順位を<u>主幹又は係長</u>職にある者とし、第2順位の企業出納員は、第1順位の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに別表の取扱事務の欄に掲げる事務をつかさどる。 (企業出納員への事務委任) 第5条 [略] 2 前項の企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、それぞれ<u>主幹又は係長</u>職にある企業出納員がその事務を行うものとする。 (口座振替の方法による収入の納付) <u>第27条の2 納入義務者は、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の2の規定により収入を納付しようとするときは、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に口座振替の請求をしなければならない。</u> (小切手等の支払地の区域) 第28条 <u>令第21条の3第1項第1号の規定により管理者が定める小切手等の支払地の区域は、沖縄県内とする。</u></p> <p>(口座振替の方法による支出)</p>

<p>第 34 条の 2 <u>会計企業出納員は、出納取扱金融機関又は那覇手形交換所加盟金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があったときは、口座振替の方法により支出することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により支払を受けようとするときは、口座振替支払請求書に口座振替依頼書を添付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>会計企業出納員は口座振替の方法により支払するときは、支払通知書に「口座振替」の印を押し、これに口座振替依頼書を添えて出納取扱金融機関に交付し、振替の手続をさせなければならない。この場合出納取扱金融機関の口座振替済通知書をもって債権者の領収書に代えるものとする。</u> (資金前渡)</p> <p>第 34 条の 3 <u>地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。)第 21 条の 5 第 1 項第 15 号の規定により、資金前渡ができる経費は、次に掲げるとおりとする。</u> (1)～(4) [略] (物品購入依頼)</p> <p>第 54 条 <u>物品企業出納員及び各課長は、前条の物品購入伺の決裁を受けたときは、その物品購入に係る契約依頼書を契約検査課長に送付し物品購入の依頼をしなければならない。</u> (物品購入)</p> <p>第 55 条 <u>前条の契約依頼書の送付があったときは、契約検査課長は、必要な手続をとり、遅滞なく物品を購入しなければならない。</u> (検査)</p> <p>第 56 条 <u>物品を購入したときは、契約検査課長は、検査の上これを受領するものとする。ただし、那覇市上下水道局分課規程(昭和 51 年那覇市水道局規程第 1 号)第 6 条に規定する契約検査課の分掌事務以外のもの及びたな卸資産以外の物品については、契約検査課長以外の各課長に検査させることができる。</u></p>	<p>第 34 条の 2 <u>令第 21 条の 10 の規定により管理者が定める金融機関は、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。</u></p> <p>2 <u>会計企業出納員は、出納取扱金融機関又は前項の金融機関に預金口座又は貯金口座を設けている債権者から申出があったときは、出納取扱金融機関に通知して、口座振替の方法により支出することができる。この場合において、出納取扱金融機関からの口座振替済の通知書を債権者の領収書とみなして処理することができる。</u> (資金前渡)</p> <p>第 34 条の 3 <u>令第 21 条の 5 第 1 項第 15 号の規定により、資金前渡ができる経費は、次に掲げるとおりとする。</u> (1)～(4) [略] (物品購入依頼)</p> <p>第 54 条 <u>物品企業出納員及び各課長は、前条の物品購入伺の決裁を受けたときは、その物品購入に係る契約依頼書を総務課長に送付し物品購入の依頼をしなければならない。</u> (物品購入)</p> <p>第 55 条 <u>前条の契約依頼書の送付があったときは、総務課長は、必要な手続をとり、遅滞なく物品を購入しなければならない。</u> (検査)</p> <p>第 56 条 <u>物品を購入したときは、総務課長は、検査の上これを受領するものとする。ただし、那覇市上下水道局分課規程(昭和 51 年那覇市水道局規程第 1 号)第 6 条に規定する総務課の分掌事務以外のもの及びたな卸資産以外の物品については、総務課長以外の各課長に検査させることができる。</u></p>
---	---

(入庫手続) 第 57 条 たな卸資産を購入し、それを検査、受領したときは、 <u>契約検査課長</u> は、入庫伝票を発行し入庫の手続をとらなければならない。	(入庫手続) 第 57 条 たな卸資産を購入し、それを検査、受領したときは、 <u>総務課長</u> は、入庫伝票を発行し入庫の手続をとらなければならない。
備考 第 1 条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第 4 条、第 5 条関係)

	区分及び企業出納員	取扱事務	委任事務
	[略]		
(2) 業 務 企 業 出 納 員	総務課長 <u>総務係主査</u>	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
(3) 物 品 企 業 出 納 員	総務課長 <u>総務係主査</u>	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

[改正後 別記]

別表(第 4 条、第 5 条関係)

	区分及び企業出納員	取扱事務	委任事務
	[略]		
(2) 業 務 企 業 出 納 員	総務課長 <u>総務課主幹</u>	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
(3) 物	総務課長 <u>総務課主幹</u>	[略]	[略]

品 企 業 出 納 員	[略]	[略]	[略]
----------------------------	-----	-----	-----

(那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程の一部改正)

第4条 那覇市上下水道局有効率向上対策委員会規程(昭和52年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に管理課を担当する上下水道部副部長をもって充てる。</p> <p>上下水道部長、上下水道部副部長、水道技術管理者、総務課長、企画経営課長、料金サービス課長、料金サービス課担当副参事、管理課長、配水課長、工務課長、<u>契約検査課長</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に上下水道部長、副委員長に管理課を担当する上下水道部副部長をもって充てる。</p> <p>上下水道部長、上下水道部副部長、水道技術管理者、総務課長、企画経営課長、料金サービス課長、料金サービス課担当副参事、管理課長、配水課長、工務課長</p>
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 7 号
平成 25 年 3 月 29 日
公 布 済

那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事検査規程(平成14年那覇市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査員) 第3条 [略] 2 検査員は、 <u>契約検査課</u> 検査担当の職員とする。 3~4 [略] (検査の手続) 第11条 主管課長は、受注者から請負工事完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを <u>契約検査課長</u> に提出するものとする。 2~4 [略]	(検査員) 第3条 [略] 2 検査員は、 <u>総務課</u> 検査担当の職員とする。 3~4 [略] (検査の手続) 第11条 主管課長は、受注者から請負工事完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを <u>都市計画部契約検査課長</u> (以下「 <u>契約検査課長</u> 」という。)に提出するものとする。 2~4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第8号
平成25年3月29日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第7条の2 管理者は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第21条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、第3条第1項、第4条第2項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)のうち第8条第1項に規定する休日及び第9条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 <u>那覇市職員の定年等に関する条例(昭和59年那覇市条例第15号)第5条第1項</u>の規定により、採用された職員(労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当り、採用後の勤務が定年による退職又は勤務延長の期限の到来による退職以前の勤務と継続するものとされる者を除く。以下「再任用職員」という。)の年次有給休暇の日数は、一の年度において再任用職員としての在職する期間の月数(その期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定した月数。以下同じ。)に応じて別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第7条の2 管理者は、那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第21条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、第3条第1項、第4条第2項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)のうち第8条第1項に規定する休日及び第9条第1項に規定する代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により、採用された職員(労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当り、採用後の勤務が定年による退職又は勤務延長の期限の到来による退職以前の勤務と継続するものとされる者を除く。以下「再任用職員」という。)の年次有給休暇の日数は、一の年度において再任用職員として在職する期間の月数(その期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定した月数。以下同じ。)に応じて別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 [略]</p>

[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～14 [略]		
15	職員の配偶者が分べんする場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日
16 [略]		
17	夏期休暇	一の年度において、5月から10月までの期間内において、1日を単位とし、継続又は分割して5日間
18～21 [略]		
22	職員が骨髄移植のための <u>骨髄液の提供希望者</u> としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための <u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合</u> で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
23～25 [略]		

備考

第20号関係

(1)～(3) [略]

[改正後 別記]

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1～14 [略]		
15	職員の配偶者が分べんする場合で、職員が育児や出産の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	分べん予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間の期間内において、1日又は1時間を単位として7日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、7日を超えない範囲内の時間)
16 [略]		
17	夏期休暇	一の年度において、5月から10月までの期間内において、1日を単位とし、継続又は分割して5日間(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内の日数)
18～21 [略]		
22	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
23～25 [略]		

備考

1 第15号において、再任用短時間勤務職員に係る時間は、38時間45分に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間(1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)とする。

2 第17号において、再任用短時間勤務職員に係る日数は、5日に再任用短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(当該日数が5日を

超える場合は5日)とする。

3 第20号関係
(1)～(3) [略]

那覇市上下水道局規程第 9 号

平成 25 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員給与規程（平成元年那覇市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第 19 号)に基づき、別に定めるもののほか、那覇市上下水道局企業職員で常時勤務を要する者(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第 19 号)に基づき、別に定めるもののほか、那覇市上下水道局企業職員で常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

那覇市上下水道局規程第 10 号

平成 25 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市上下水道局人事評価規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局人事評価規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局人事評価規程(平成18年那覇市上下水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(評価者及び被評価者)			(評価者及び被評価者)		
第5条 評価者は、第一次評価者及び第二評価者(部長にあつては第一次評価者)とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。			第5条 [略]		
被評価者	第一次評価者	第二次評価者	被評価者	第一次評価者	第二次評価者
[略]			[略]		
副部長	部長	管理者	副部長級	部長	管理者
[略]			[略]		
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。					

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する

那覇市上下水道局規程第 11 号

平成 25 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬の一部を改正する規程

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程(平成20年那覇市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(その他) 第5条 [略]	(時間数の計算) 第5条 前条に規定するその勤務しない時間数は、その月における時間数の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、勤務の特殊性を考慮して任命権者が別に定める場合を除き、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 (その他) 第6条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号
平成 25 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙人名簿の閲覧に関する事務執行規程(平成 18 年那覇市選挙管理委員会告示第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中の「新都心銘苺庁舎」を「那覇市役所本庁舎」に改める。

付 則 (平成 25 年 4 月 1 日選管告示第 1 号)
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号
平 成 2 5 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

那覇市選挙執行規程の一部を改正する告示

那覇市選挙執行規程 (平成 12 年 3 月 14 日選挙管理委員会告示第 42 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条中の「新都心銘苺庁舎」を「那覇市役所本庁舎」に改める。

付 則 (平成 25 年 4 月 1 日選管告示第 2 号)
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号
平 成 2 5 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

那覇市選挙管理委員会規程 (昭和 47 年 10 月 31 日選挙管理委員会告示第 38 号)
の一部を次のように改正する。

第 25 条中の「新都心銘苅庁舎」を「那覇市役所本庁舎」に改める。

付 則 (平成 25 年 4 月 1 日選管告示第 3 号)
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市選挙管理委員会告示第4号
平成 25 年 4 月 1 日
掲 示 済

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、平成 24 年 11 月 11 日執行の那覇市長選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

- 1 選挙の種類 平成 24 年 11 月 11 日執行 那覇市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
18,600,000 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	翁長 雄志	所属党派	無所属	期間	10月5日から11月21日まで 第1回分
出納責任者	仲里 正義				
収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額	
自由民主党	政 党	300,000	人件費	256,000	
ひやみかち 改革市民の会	政治団体	913,120	家屋費	317,000	
			通信費		
			交通費		
			印刷費	585,000	
			広告費	376,950	
			文具費	3,350	
			食糧費	18,750	
			休泊費	0	
			雑費		
今回計		1,213,120	今回計	1,557,050	
前回計		0	前回計	0	
総 計		1,213,120	総計	1,557,050	

支出のうち公費 負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	417,900
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	417,900
報告書受理年月日	平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日	第 1 回報告分

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代（公費負担分）417,900 円を計上したため。

候補者氏名	村山 純	所属党派	無所属	期間
出納責任者	小松 直幸			10 月 19 日から 11 月 11 日まで 第 1 回分
収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	職 業	金額 (円)	費 目	金 額
日本共産党	政党	56,000	人件費	
古堅実吉	無職	30,000	家屋費	56,000
上原清治	無 職	20,000	通信費	
新垣淳一	無 職	30,000	交通費	
宮里節子	団体職員	10,000	印刷費	813,020
喜納敏子	自営業	10,000	広告費	222,000
皿海 碩	無 職	30,000	文具費	
下地武男	無 職	10,000	食糧費	
下地瑛子	無 職	10,000	休泊費	
潮平敏子	無 職	10,000	雑費	
外間久子	無 職	20,000		
高嶺正弘	無 職	30,000		
嵩原康夫	税理士	50,000		
識名朝伸	自営業	50,000		

徳広恵也	無 職	10,000		
その他の寄付 (86 件)		340,900		
今回計		716,900	今回計	1,091,020
前回計		0	前回計	0
総 計		716,900	総計	1,091,020
支出のうち公費 負担相当額	項 目		金 額	
	選挙運動用通常葉書の作成			
	ビラの作成			
	ポスターの作成		374,120	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			
	計		374,120	
報告書受理年月日		平成 24 年 1 1 月 26 日	第 1 回報告分	

備考 支出額が収入額を超えたのは、支出額にポスター印刷代（公費負担分）
374,120 円を計上したため。

監査委員公表

那 監 公 表 第 8 号

平成 25 年 3 月 29 日

掲 示 済

那覇市監査委員	大 嶺 英 明
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 24 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）

平成 24 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 24 年度定期監査（工事監査）の結果に伴う措置状況について

1) 平成 24 年度松川 16 号歩道改良工事

I-5. その他の所見（結果報告書 p-6）

各占有者との工程調整及び移設作業に時間を要し、当初計画工程に対して約 9.9%の遅延ということであるが、今後とも詳細な工程管理を十分に実施し工期内竣工を無事故で迎えられるたい。

□ 上記事項に関する措置

工期内竣工に向けて、各占有者との工程調整等の協議を行ったところ、占有者から台風等の影響で移設期限での移設が困難との回答があった。その結果本工事の進捗に影響が生じ、現工期での竣工が困難であると判断し、3月22日（50日間）まで工期延長し竣工しました。

2) 宇栄原市営住宅第2期建替工事(駐車場整備)

II-4. 現場施工状況調査における所見 (結果報告書 p-9)

1) 現場施工状況における指摘事項等

(1) 現場施工状況について

① 関係部署との調整遅れにより着工が3週間程遅延し、また立体駐車場建築工事より引渡しが遅れる見通しであり、工期内の全体竣工は難しい状況であるとの事であったが、引渡しが遅れる部分以外の箇所は詳細な工程管理に鋭意努め、契約工期内(12/26)の竣工を目指されたい。

□ 上記事項に関する措置

立体駐車場建築工事より引渡しが遅れる部分以外の箇所は、詳細な実施工程表を作成し、工程管理を徹底することにより 12 月 26 日竣工しました。

立体駐車場建築工事より引渡しが遅れる部分の箇所は、立体駐車場建築工事の工期延長 (平成 25 年 1 月 31 日迄) に伴い工期を延長し、平成 25 年 2 月 22 日に工事が竣工しております。

3) 平成 24 年度 10 工区真地地内公共下水道工事

III-5. その他の所見 (結果報告書 p-14)

敷地管理者である県関係機関との対外調整、磁気探査調査等に時間を要し、計画出来高 44.3%に対し、実施出来高 18.7%となっており、25.6%の遅延ということである。今後とも詳細な工程管理を十分に実施され、工期延伸の場合には発注者、受注者共に十分に協議をして適正な工期の設定をされたい。

□ 上記事項に関する措置

工期延伸時、受注者と十分な協議を行い平成25年2月28日まで工期延期し、工期内に竣工しました。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第 1 号
平 成 2 5 年 3 月 2 9 日
公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
機関	職	機関	職
[略]		[略]	
市長部局	(1) 部長 参事監 (2) 副部长 参事 局长 (3) 课长 所长 支所长 室长 馆长 施設长 担当副参事 副参事 (4)~(5) [略]	市長部局	(1) 政策統括調整監 部長 所长 参事監 (2) 副部长 参事 (3) 课长 支所长 室长 馆长 施設长 担当副参事 副参事 (4)~(5) [略]
[略]		[略]	
教育委員会	[略]	教育委員会	[略]
学校給食センター	那覇市学校給食センター所长	学校給食センター	所长
[略]		[略]	
公民館	中央公民館長	公民館	館長(中央公民館の館長に限る。)
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 [略]		備考 [略]	
備考			
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。			
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。			

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第 1 号
平成 2 5 年 3 月 2 8 日
公 表 済

那覇市福祉事務所長事務専決規程を次のように定める。

那覇市福祉事務所長
久場 健護

那覇市福祉事務所事務専決規程

那覇市福祉事務所事務専決規程(昭和54年福祉事務所長訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市福祉事務所長(以下「所長」という。)の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第2条 所長の権限に属する事務のうち、こどもみらい部長、参事(保護管理課長を兼ねる者に限る。以下同じ。)又は課長が専決することができる事務は、別表に定めるとおりとする。

(代決)

第3条 所長が決裁する事項について、所長が不在のときは福祉部副部長が、福祉部副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、保護管理課、保護第一課及び保護第二課の所管する事務については参事が、参事も不在のときは主務の課長が代決する。

2 こどもみらい部長が専決する事項について、こどもみらい部長が不在のときはこどもみらい部副部長が、こどもみらい部副部長も不在のときは主務の課長が代決する。

3 参事が専決する事項について参事が不在のときは、主務の課長が代決する。

(その他)

第4条 この訓令で定めるもののほか、所長の権限に属する事務の専決については、那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の規定の例による。

別表(第2条関係)

こどもみらい部長の専決事項

(1) こどもみらい部の所掌する事務(こども政策課長及びこどもみらい課

長の専決事項とされている事務を除く。)に関する事。

こども政策課長の専決事項

- (1) 那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成25年那覇市規則第56号。以下「規則」という。)第3条第3項第2号に規定する放課後児童健全育成事業の実施及び利用の促進に関する事。

こどもみらい課長の専決事項

- (1) 規則第3条第2項に規定する保育及びその他の適切な保護の実施に関する事。

障がい福祉課長の専決事項

- (1) 規則第3条第1項に規定する障害福祉サービスの措置に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第9条の2第1項に規定する業務に関する事。
- (3) 規則第5条に規定する身体障害者福祉法関係の事務に関する事。
- (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第10条に規定する業務に関する事。
- (5) 規則第6条に規定する知的障害者福祉法関係の事務に関する事。
- (6) 規則第10条に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係の事務に関する事。
- (7) 規則第12条に規定する障害者総合支援法関係の事務に関する事。
- (8) 規則第13条に規定する沖縄県心身障害者扶養共済制度条例関係の事務に関する事。
- (9) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第2条の規定に基づく療育手帳の申請に関する事。

ちゃーがんじゅう課長の専決事項

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の5に規定する業務に関する事。
- (2) 規則第4条に規定する老人福祉法関係の事務に関する事。

参事の専決事項

- (1) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の開始に関する事。

- (2) 規則第2条第1項第2号に規定する事務のうち、保護の開始に関すること。
- (3) 規則第2条第1項第3号に規定する保護の停止及び廃止に関すること。
- (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、保護の申請の却下並びに保護の停止及び廃止に関すること。
- (5) 規則第11条第1項に規定する中国残留邦人等支援法関係の事務のうち、前各号に規定する事務に関すること。

保護管理課長の専決事項

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
- (2) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (3) 規則第2条第1項第2号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査、検診命令並びに保護の変更に関すること。
- (5) 規則第2条第1項第9号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (6) 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号から第14号までに規定する事務に関すること。
- (7) 規則第2条第2項に規定する事務に関すること。
- (8) 規則第7条に規定する行旅病人及行旅死亡人取扱法関係の事務に関すること。

保護第一課長の専決事項

- (1) 生活保護法第29条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
- (2) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (3) 規則第2条第1項第2号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査、検診命令並びに保護の変更に関すること。
- (5) 規則第2条第1項第9号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (6) 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号から第14号までに規定する事務に関すること。
- (7) 規則第2条第2項に規定する事務に関すること。

- (8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第29条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
- (9) 規則第11条に規定する中国残留邦人等支援法関係の事務のうち、第2号から第6号までに規定する事務に関すること。

保護第二課長の専決事項

- (1) 生活保護法第29条に規定する調査の嘱託及び報告の請求に関すること。
- (2) 規則第2条第1項第1号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (3) 規則第2条第1項第2号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (4) 規則第2条第1項第6号に規定する事務のうち、立入調査、検診命令並びに保護の変更に関すること。
- (5) 規則第2条第1項第9号に規定する事務のうち、保護の変更に関すること。
- (6) 規則第2条第1項第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号から第14号までに規定する事務に関すること。
- (7) 規則第2条第2項に規定する事務に関すること。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

正 誤

○那覇市公報第 1594 号の正誤

平成 25 年 3 月 29 日本市役所前掲示場掲示により公布(2013 (平成 25) 年 4 月 15 日那覇市公報第 1594 号登載)した平成 25 年那覇市条例第 32 号那覇市税条例の一部を改正する条例中、付則第 2 条第 2 項(固定資産税に関する経過措置)中「地方税法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 号)」は、平成 25 年 3 月 30 日地方税法の一部を改正する法律の公布により「地方税法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 3 号)」となった。